

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月22日

【事業年度】 第28期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 株式会社イントランス

【英訳名】 INTRANCE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 何 同璽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 03-6803-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理部 部長 森田 康之

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 03-6803-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理部 部長 森田 康之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	2,351,550	598,187	1,292,217	825,023	1,073,740
経常利益又は 経常損失() (千円)	195,188	471,007	162,432	429,247	499,148
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する当 期純損失() (千円)	156,110	493,412	139,905	432,377	501,362
包括利益 (千円)	149,869	494,145	143,131	437,915	503,514
純資産額 (千円)	1,182,078	692,706	860,453	735,729	238,643
総資産額 (千円)	1,862,683	1,181,012	1,158,001	1,059,346	2,147,109
1株当たり純資産額 (円)	31.23	17.90	19.68	15.16	4.33
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	4.21	13.31	3.74	9.37	10.78
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	62.0	56.2	70.8	66.5	9.4
自己資本利益率 (%)	14.4	74.3	18.9	56.7	110.7
株価収益率 (倍)	16.4				
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,456,016	587,342	281,367	391,619	502,241
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	64,650	148,747	34,536	238,399	68,570
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,031,338	47,598	121,995	276,309	1,540,278
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,233,959	452,415	890,040	535,806	1,504,881
従業員数 (名)	33	42	46	47	48
(外、平均臨時雇用者数)	(27)	(29)	(21)	(30)	(29)

- (注) 1 第25期、第26期、第27期及び第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 第25期、第26期、第27期及び第28期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	2,113,113	274,949	755,668	253,871	387,567
経常利益又は 経常損失() (千円)	204,669	470,576	126,962	438,795	503,196
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	148,367	492,851	150,520	439,788	504,248
資本金 (千円)	1,133,205	1,133,205	1,283,205	1,444,427	1,444,427
発行済株式総数 (株)	37,131,000	37,131,000	41,746,384	46,552,784	46,552,784
純資産額 (千円)	1,181,079	693,001	853,360	726,763	228,943
総資産額 (千円)	1,738,687	1,049,352	1,088,820	975,866	2,074,794
1株当たり純資産額 (円)	31.20	17.90	19.51	14.97	4.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期 純利益又は 当期純損失() (円)	4.00	13.29	4.03	9.53	10.85
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	66.5	63.3	74.7	71.3	9.2
自己資本利益率 (%)	13.7	74.3	20.4	58.30	113.6
株価収益率 (倍)	17.2				
配当性向 (%)					
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	15 ()	16 ()	15 ()	15 ()	11 ()
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	101.5 (102.0)	85.3 (107.9)	183.8 (152.5)	122.1 (150.2)	91.2 (202.2)
最高株価 (円)	97	94	163	149	125
最低株価 (円)	49	56	56	80	53

- (注) 1 第25期、第26期、第27期及び第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 第25期、第26期、第27期及び第28期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 第24期の配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 5 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロースにおけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1998年 5月	不動産の仲介及びコンサルティングを事業目的として株式会社イントランスを設立(資本金10,000千円)
1998年 6月	宅地建物取引業免許(東京都知事免許(1)第76430号)を取得し不動産仲介業を開始
2002年12月	賃貸管理事業を開始
2005年12月	プロパティマネジメント事業を開始
2006年12月	東京証券取引所マザーズに上場
2007年 5月	宅地建物取引業免許(国土交通大臣免許(1)第7500号)を取得
2008年 2月	第二種金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第1732号)の登録
2014年 2月	株式会社大多喜ハーブガーデンを連結子会社化
2019年 7月	瀛創(上海)商務咨询有限公司(イントランス上海)を設立
2019年10月	株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツを設立
2020年 3月	当社連結子会社である株式会社大多喜ハーブガーデンの子会社としてハーブ生産出荷組合株式会社を設立
2020年 5月	ホスピタリティインベストメント合同会社を設立
2020年 9月	ジャパンホテルインベストメント株式会社を設立
2020年11月	宅地建物取引業免許(東京都知事免許(1)第105555号)へ変更
2020年12月	金融商品取引業者として投資助言・代理業(関東財務局長(金商)第1732号)の追加登録
2022年 2月	一般社団法人Keystoneを設立
2022年 3月	YUMIHA沖縄合同会社を設立
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しによりグロース市場へ移行
2022年 7月	賃貸住宅管理業(国土交通大臣(1)第7482号)を登録
2022年 7月	京都ホテルオペレーション合同会社を設立
2022年 9月	当社連結子会社である株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツとBanyan Tree Japanによる合弁会社としてジャパンホテルオペレーション株式会社を設立
2023年 8月	株式会社大多喜ハーブガーデンの株式譲渡により、株式会社大多喜ハーブガーデン及びその子会社であるハーブ生産出荷組合株式会社を連結除外
2024年10月	旅行サービス手配業(東京都知事 第20725号)を登録
2025年12月	宅地建物取引業免許(東京都知事(2)第105555号)へ変更

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社7社、並びに持分法適用関連会社1社により構成されており、「不動産事業」、「ホテル運営事業」及び「その他事業」を行っております。

当社グループの事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1) 不動産事業

当社グループは、全国の商業ビル、オフィスビル、レジデンス等幅広い中古物件を対象とした不動産再生事業を営んでいます。当社の特長は、潜在的な価値を保有しながらも、未利用または低稼働により有効活用されていない不動産を取得し、エリアの特性やニーズに合わせたパリュアアップを行い、不動産を再生させ、投資家、事業法人、不動産ファンド等に販売しています。

その他、不動産の売買仲介事業、開発販売事業、アセットマネジメント事業、そして不動産施設の管理受託を行うプロパティマネジメント事業を展開し、不動産に関するトータルサービスを提供しています。

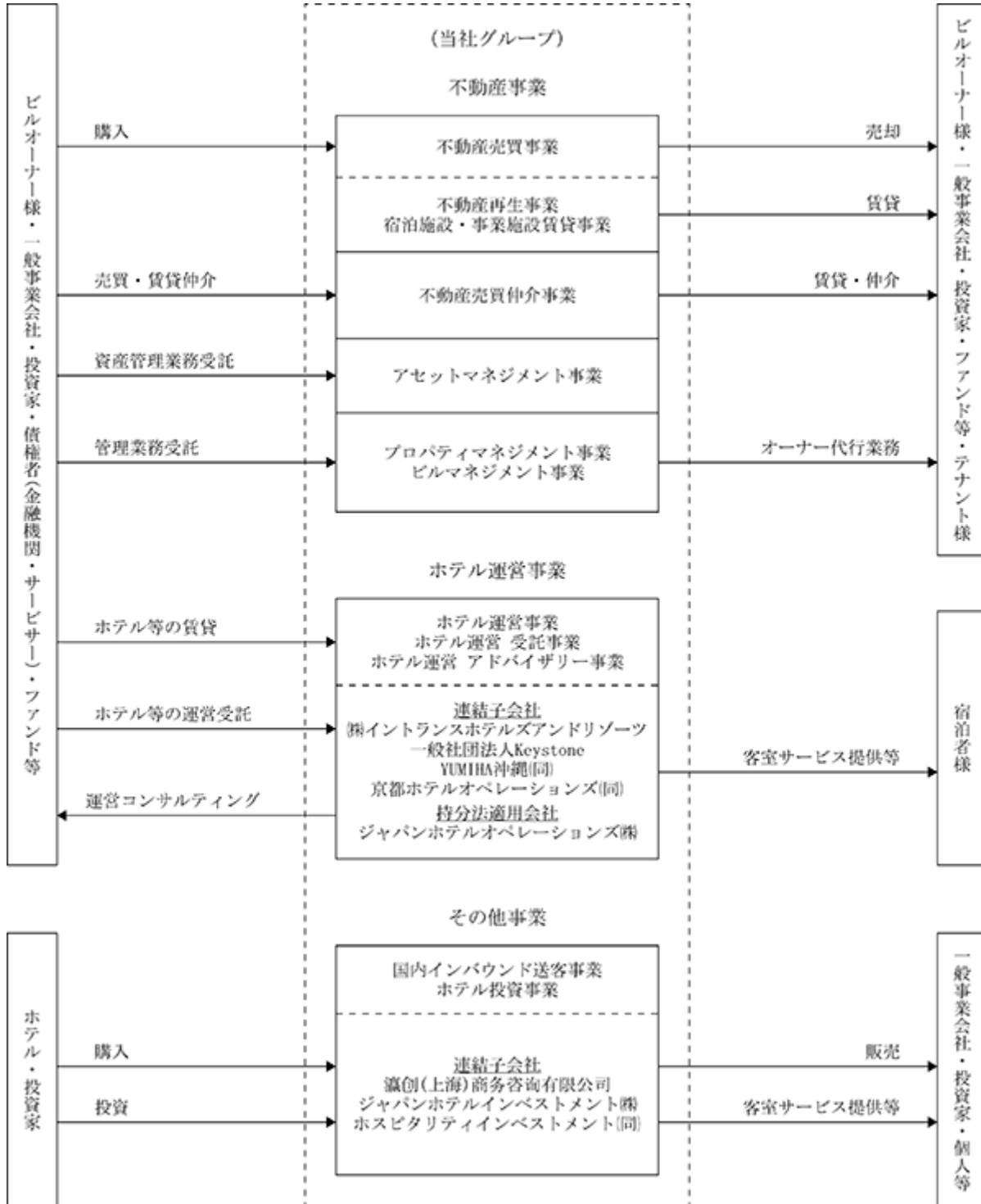
(2) ホテル運営事業

当社グループは、国内外の観光客をターゲットとしたインバウンド送客の受け皿とすべく、国内においてマスターリース方式による宿泊施設の運営、マネジメントコントラクト方式による宿泊施設の運営受託、そして宿泊施設に対する運営コンサルティング等を行っております。

(3) その他事業

連結子会社である瀛創（上海）商務咨询有限公司において国内インバウンド送客における事業、ジャパンホテルインベストメント株式会社及びホスピタリティインベストメント合同会社にてホテル投資ファンドの企画を行っております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社イントランス ホテルズアンドリゾーツ	東京都渋谷区	50	ホテル運営事業	所有 100.0	営業取引 役員の兼任
瀛創(上海)商務諮詢 有限公司	中華人民共和国 上海市	168	その他事業	所有 100.0	営業取引
ホスピタリティインベスト メント合同会社	東京都渋谷区	10	その他事業	所有 100.0	役員の兼任
ジャパンホテルインベスト メント株式会社	東京都渋谷区	9	その他事業	所有 100.0	役員の兼任
一般社団法人 Keystone (注)6	東京都渋谷区		ホテル運営事業		役員の兼任 当社が基金を拠出
YUMIHA沖縄合同会社 (注)5	沖縄県国頭郡恩 納村	311	ホテル運営事業	間接所有 100.0	匿名組合出資
京都ホテルオペレーション ズ合同会社 (注)5	京都府京都市中 京区	109	ホテル運営事業	間接所有 100.0	匿名組合出資
(持分法適用関連会社)					
ジャパンホテルオペレー ションズ株式会社	東京都港区	5	ホテル運営事業	所有 50.0	役員の兼任

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 第28期の期初において、当社の「その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主」でありました合同会社インバウンドインベストメント(以下、「インバウンド社」という。)は、2025年7月28日付で当社株式を一部譲渡したことで、当社株式の議決権の低下により、主要株主である筆頭株主に該当しなくなりました。また、2025年12月25日付で、インバウンド社の当社株式の保有比率のさらなる減少により、主要株主及びその他の関係会社に該当しなくなりました。さらに、2026年3月31日時点でインバウンド社は当社株式を一切有しておりません。なお、人的関係として、インバウンド社の職務執行者及びその親会社であるE Tモバイルジャパン株式会社の代表者である何同聖氏が当社の代表取締役を務めております。

4 資本金及び出資金の欄の記載には、匿名組合出資の額が含まれております。

5 京都ホテルオペレーションズ合同会社及びYUMIHA沖縄合同会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

(京都ホテルオペレーションズ合同会社)

主要な損益情報等	売上高	545,484千円
	経常利益	6,798千円
	当期純損失	92千円
	純資産額	97千円
	総資産額	142,395千円

(YUMIHA沖縄合同会社)

主要な損益情報等	売上高	147,257千円
	経常損失	27,066千円
	当期純利益	2,026千円
	純資産額	2,738千円
	総資産額	42,947千円

6 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針及び経営環境

会社の経営の基本方針

当社グループは、以下を経営方針としています。

- () ホテル運営事業、不動産事業、インバウンド関連事業を融合することで収益を拡大し、企業価値を向上させます。
- () 顧客ニーズを先取りした商品開発と送客「旅マエ」、接客「旅ナカ」、越境消費と投資活動支援「旅アト」、これらすべてを事業領域としたインバウンドサイクルを展開します。
- () 高度なサードパーティオペレーションモデルによるホテル運営を推進します。
- () 中華圏をはじめグローバルなネットワークを生かした事業設計、資金調達を行います。

目標とする経営指標

当社グループは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業とインバウンド関連事業において高い成長を目指し、これら活動による企業価値の向上及び財務体質の強化を経営目標としています。

現在は、ホテル運営事業の基盤確立に向けた投資段階であり、ホテル運営事業及び不動産事業を含めたインバウンド関連事業における売上及び利益の拡大を経営指標として定めています。

経営環境

当社グループが属する不動産業界においては、継続する低金利環境や円安等を背景に、海外投資家の国内不動産に対する注目度は高く、供給・需要とも継続して堅調に推移しているものの、土地価格及び建設工事費等の原価高騰による不動産価格の高額化等、引き続き注意を要する状況にあります。

また、当社が注力するホテル運営業界では、訪日観光客を中心として、観光需要の回復は鮮明となっており、レジャー目的を中心とした宿泊施設の需要回復は、今後も期待できるものと考えております。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

現在、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

財務基盤の強化

当社グループでは、不動産事業、ホテル関連事業の推進において、機動的かつ多額な資金が必要であります。このため、安定的な財務基盤の確保が必要であり、当社グループの成長に必要な資金調達の確保に努めてまいります。

ホテル運営事業の早期拡大と収益化

当社グループでは、注力するホテル運営事業の成長と収益化のため、ホテル施設運営、ホテル運営受託、ホテル運営アドバイザー、そしてホテル投資ファンド等、多様な収益機会の確保及び規模の拡大が必要と考えております。このため、当社グループにおける事業間の連携を高め、成長に向けた取り組みに努めてまいります。

人材の確保

当社グループでは、ホテル運営事業において高い成長を目指しており、このためには施設運営における人材及び事業開発のための人材確保が必要であります。また、関係会社の増加により、当社グループの管理部門の強化も必要であり、これら人材の確保に努めてまいります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度末において4期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。

2026年2月9日付で転換社債型新株予約権付社債や新株予約権の発行による現預金の払込みがあり、当連結会計年度末で保有する現金及び預金は1,504百万円となっておりますが、これら転換社債型新株予約権付社債の株式転換及び新株予約権の権利行使がされていないことから、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消すべく、次の対応策を行って進めております。

事業の収益構造の改善

当社グループの目指す事業モデルは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業において高い成長を目指す

というものであり、「都市型アパートメントホテル開発」と「地方創生ホテル投資」の推進によるホテル運営収益の拡大を基本戦略としています。

しかしながら、新規開発ホテルの運営を行うことを目的とし、数年後に大きな将来収益が期待できるアパートメントホテルの運営権の確保に係る活動においては一定の成果がでておりますが、既存のリゾートホテルや旅館の運営権の新たな獲得は現時点で至っておらず、また、短中期における安定的な収益基盤として捉えている不動産事業においても、戸建宿泊施設の開発及び販売においても一部成果はでていますが、遅れが生じております。

このため、当社グループでは、各事業の収益改善策として次の施策に取り組んでおります。

(不動産事業)

不動産事業においては、安定事業であるプロパティマネジメントにおける収益増加を目指す一方、短中期での高収益が期待できる宿泊施設の転売、戸建宿泊施設の開発・販売へ注力してまいります。また、不動産事業における人材リソースを、これら施策へシフトさせ、かつ不動産人材の新たな獲得等により、不動産事業の収益力を高め、収益基盤の強化を進めてまいります。

(ホテル運営事業)

ホテル運営事業においては、当社グループのホテル運営会社である株式会社イントランスホテルズアンドリゾートを中心として、ホテルの運営権の確保、運営受託、コンサルティングの案件取得に注力し、取引数を増加してまいります。また、ホテル運営や開発に精通する人材を獲得し、ホテル運営事業の規模拡大を目指し、収益を最大化してまいります。

(その他事業)

従来から進めてまいりました、インバウンド送客事業については、当社グループ会社であるイントランス上海を中心に進めてまいりましたが、同社の運営コストと業務効率性を重視し、2026年4月8日付取締役会で同社の解散及び清算を決議しました。

これにより、インバウンド送客事業の今後につきましては、固定費用の負担を軽減する形で、外部企業との連携により推進し、継続してまいります。

また、投資事業においては、当社グループ会社であるジャパンホテルインベストメント株式会社及びホスピタリティインベストメント合同会社のマネジメントにより、当社の主事業である不動産事業及びホテル運営事業に係る資金調達活動へ注力し、当社グループの事業が円滑に行われるためのサポートを行ってまいります。

その他、当社グループでは、主事業である不動産事業、ホテル運営事業の業務拡大を目指すため、相乗効果を期待できる事業への投資を、M & A、合併及び業務提携といった手法により強化し、当社グループの収益拡大を進めてまいります。

費用構造の改善

2026年3月期においては役員報酬削減を実施しましたが、今後につきましては外部委託業務の見直しをはじめ、労働生産性の向上を図るための様々な施策を検討・実施します。また、事業に係る原価見直しや販売費及び一般管理費の抑制を図り、費用構造の改善を推進してまいります。

資金調達

2026年1月22日の取締役会において、ZUUターゲットファンド for INT 投資事業有限責任組合を引受先とする転換社債型新株予約権付社債及びETモバイルジャパン株式会社を引受先とする新株予約権の発行を決議し、同年2月9日に転換社債型新株予約権付社債の発行額である1,297百万円及び新株予約権の発行額である6百万円、合わせて1,303百万円を調達いたしました。

その他、今後につきましては、早期に業績を回復させることにより、転換社債型新株予約権付社債の株式転換や新株予約権の権利行使がされやすい環境を整え、自己資本の充実を目指します。また、与信を高めることにより、金融機関からの借入が実施可能な経営状態を目指し、キャッシュポジションの強化を進めてまいります。

これらの対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、不動産事業及びホテル運営事業を主な事業として執り行っております。これら事業の推進においては、当社及び関係会社の取締役会及びリスク管理委員会、投資委員会等の会議体を通じて事業全般や個別案件における法規制や事業上のリスクを抽出・識別し、その管理を行っております。

これら過程を通じて、当社グループの活動において、環境に与える影響、社会や従業員に与える影響、業務上の法令順守等を考慮した上で事業推進を行っております。

また、当社グループ全体の内部統制システムを整備し、法令や社内諸規程の遵守を徹底した上で、業務推進を行っており、それら事業計画の進捗状況、法令や社内諸規程の順守状況を監視することで、ガバナンスを維持しております。

(2) 戦略

当社グループの不動産事業においては、不動産再生、不動産売買仲介、プロパティマネジメント等を主な業務として行っておりますが、当該事業の個別の案件単位で環境へ配慮した部材や製品の調達や外部委託業者の選定を行っております。

ホテル運営事業においては、ホテル施設の賃貸借によるホテル運営、ホテル運営受託及びホテル運営アドバイザーを行っていますが、個別の案件単位で環境に配慮した取り組みを推進しています。自然素材や植物由来の成分を生かしたアメニティ等を準備する等の取り組みをしております。

また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

人材育成方針

当社グループは、不動産事業及びホテル運営事業を主な事業としておりますが、いずれの事業も、サービスや役務の提供が業務内容であり、これらの業務の提供こそが、収益の源泉となっております。そのため、当社グループの競争力の源泉は人材であり、国籍、宗教、年齢、性別を問わず、様々な人材を確保しています。さらに、獲得した人材に必要なスキルを身につけさせ、能力を最大化させるため、各年次、職位、職能ごとに求められる能力・専門知識の習得をさせるだけではなく、従業員一人ひとりの自律的なキャリア構築を支援できるよう教育を行っております。さらに、社内環境として、既にスキルを持っている人材でも、様々な状況変化にも対応し、さらなる高みを目指すことや、能力が低下することがないように、継続的な育成に取り組んでおります。

社内環境整備方針

当社グループの中長期的な企業価値向上のためには、収益の拡大が前提ではありますが、その原動力となるのは人材であり、これら人材の各々の能力のみならず、個々の人材の能力の掛け合わせ及び連携により、より高い事業の価値創造ができるものと考えております。

上記より、専門性や経験、感性、価値観の異なる人材を積極的に取り込むことが必要であり、労働者不足への対応、生産性向上、事業価値の創造の観点から、国籍、宗教、年齢、性別に関係なく、様々な人材が活躍できる環境や仕組みを整備し、多様な人材が意欲をもって活躍する、活力のある組織の構築を推進していくとともに、優秀な人材を確保するため、働きやすい環境とコミュニケーションを重視した社内整備を推進しています。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、不動産事業、ホテル運営事業では、不動産施設の売買、管理及び運営に関わっていることから、環境に与える影響があります。そのため、事業推進においては、関連する法規制を識別し、評価及び管理しており、さらに従業員へ法規制及び社内諸規程の遵守を徹底することでリスクを管理しています。

(4) 指標及び目標

当社グループにおいては、サステナビリティを専門に検討する組織体は現時点で設置しておらず、明確な指標及び目標はありません。しかしながら、当社グループでは個別の案件において、「環境に配慮した取り組み」、また、国籍、宗教、年齢、性別を問わず、人材確保を行う「人材の多様性」を進めております。

その他、当社グループの事業成長を通じて「働きがいのある職場と事業成長」を目指しており、当面はこれら3つの事項を中心にサステナビリティに関する活動を進めてまいります。

また、当社グループでは、上記(2)戦略において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針における指標及び目標については、今後、様々な会議体を通じて検討していく予定です。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項において、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関わるリスク

景気動向・経済情勢等の影響について

当社の属する不動産業界、ホテル・観光業界におきましては、景気動向・経済情勢、金利動向、税制等の影響を受けやすい特性があります。そのため、景気動向・経済情勢等の大幅な悪化や大幅な金利の上昇、税制等の変動等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

ホテル運営事業におけるホテル施設の定期建物賃貸借契約の賃料や、不動産再生事業における不動産の購入価格が高騰するとともに、競合企業との価格競争が厳しくなることが考えられます。競合企業との価格競争により、当社グループが定期建物賃貸借又は投資の対象とする物件を賃貸借契約又は取得できなくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

定期建物賃貸借契約について

当社グループは、ホテル運営事業において、ホテル施設の定期建物賃貸借契約を締結し、自社でホテル施設を運営しています。定期建物賃貸借契約では、長期契約が一般的であり、ホテル施設の運営が予定どおりに進まない場合においても、契約期間の満了まで解約ができないことが考えられ、これにより賃料が継続的に発生することで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不動産事業について

() 不動産事業の特性

不動産事業では、当社グループにおいて販売を目的として不動産を保有する事業を行っています。そのため、低金利は継続しておりますが、将来金利が上昇する等の金融情勢、あるいは不動産市況の上昇による投資利回りの低下並びに金融収縮等により不動産取得に対しての金融機関の融資姿勢が厳格化される等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

() 有利子負債への依存度について

当社グループは、物件取得時に仕入価格相当額を主に金融機関からの借入れにより調達しているため、総資産に対する有利子負債への依存度が比較的高くなる可能性があります。

今後は、株主資本の充実、取引金融機関数の増加及び資金調達手法の多様化による有利な条件での資金調達等に注力してまいります。金融情勢の変化等により金利水準が上昇した場合には、資金調達コストが増加し当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達については、特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに複数の金融機関と交渉しプロジェクトを進めておりますが、金融環境の変化等により資金調達が不十分な場合には、案件の取り進めが実施できなくなる等、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

() 在庫リスクについて

当社グループは、物件情報の入手、不動産の仕入段階から市況等のマーケット分析や販売候補先等を勘案した上で営業戦略を立て、物件を取得しております。取得後は、計画に則って主に1年以内の売却を目処に活動を行っておりますが、突発的な市況の変動等、何らかの理由により計画どおりに売却が進まずに在庫として滞留した場合、並びに在庫評価の見直しに伴い棚卸資産評価損を計上する場合がある等、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

() 資金繰りリスクについて

当社グループは、販売用不動産が計画から大きく下回る価格にて売却せざるをえない場合、又は売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の返済に支障をきたす可能性があります。

() 外注・業務委託について

当社グループは、不動産の再生を行っており、設計、建築工事等を設計会社、建築会社等に外注・業務委託しております。また、物件個々に最適な再生を行うことを特徴としているため、再生手法も物件個々により異なる

り、設計、建築工事等を標準化してコストダウンを図ることは現状では難しい状況にあります。そのため、物件個々の再生に適した設計及び建築工事を行うために、その都度、設計能力・設計実績、建築能力・建築実績、コスト及び財務内容を総合的に勘案した上で、最適な外注・業務委託先を選定しております。

しかしながら、外注・業務委託先が経営不振に陥った場合や設計、建築工事に問題が発生した場合には、不動産の再生に支障をきたすことや再生物件の売却後の品質保証が受けられなくなる等の可能性があり、その場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

() 物件の売却時期による業績の変動について

当社グループは、保有物件のバリューアッププラン策定もしくはバリューアップ完了後に投資家に対して売却を行います。当該事業の売上高及び売上原価は物件の売却時に計上されます。また、一取引当たりの金額が非常に高額となっていること及び年間の売却物件数が少ないこと等から、売却時期による業績の変動は大きいものとなっております。従いまして、物件の売却時期により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

グロース市場上場維持基準への抵触のリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所にて2022年4月適用の新市場区分についてグロース市場を選択しておりますが、2026年3月末時点におけるグロース市場の上場維持基準への適合状況は、「時価総額」については基準を満たしておりません。当社は2026年4月より1年間の改善期間中であり、改善期間内に基準に適合しなかった場合には、一定の監理銘柄（確認中）指定期間及び整理銘柄指定期間を経て上場廃止となります。

(2) 法的規制及び訴訟等に関するリスクについて

不動産事業に関わる法的規制について

当社は、不動産流通業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産の流通、賃貸業務等を行っており、当該免許は当社の主要な事業活動に必須であります。当連結会計年度末現在、当社グループには、当該免許の取消事由・更新欠格事由に該当する事実は存在しておりません。しかしながら、今後、何らかの理由により、当該免許が取消される又は更新が認められない場合には、当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ保有物件において増改築、大規模修繕、大規模な模様替え等の工事を伴うバリューアップを実施する際には、当社グループは建築主として「建築基準法」等の規制を受けます。そのため、これらの関係法規の改廃や新たな法的規制の新設等によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は「金融商品取引法」に基づく金融商品取引業者として、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業に登録しており、関連する各種法令により規制を受けております。

(宅地建物取引業者免許の概要)

免許証番号：東京都知事(2)第105555号

有効期間：2025年11月21日から2030年11月20日まで

(金融商品取引業者登録の概要)

登録番号：関東財務局長(金商)第1732号

第二種金融商品取引業 登録年月日：2008年2月7日

投資助言・代理業 登録(追加)：2020年12月22日

訴訟の可能性について

当社グループが売却した物件における瑕疵の発生、当社グループが管理する物件における管理状況に対する顧客からのクレーム、入退去時のテナント等とのトラブル等を起因とする、又はこれらから派生する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

不動産の欠陥・瑕疵について

当社グループは、基準に合った物件に対し自己勘定による投資を行っております。販売用不動産の取得に際しては、当社にてデューデリジェンスを行うほか、原則として第三者機関からエンジニアリングレポート(専門家が建物を診断し、その物理的な状況を評価した報告書)を取得した上で、不動産の欠陥・瑕疵等(権利、地盤地質、構造、環境等)のリスク回避に努めております。

しかしながら、万一、当社グループ取扱物件において何らかの事情によって欠陥・瑕疵が判明した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループは、事業活動を行う上で顧客の個人情報を取り扱うことがあります。個人情報の管理について

は、当社グループが策定した個人情報保護マニュアルに則り、施錠管理及びパスワード入力によるアクセス制限等の管理を行い、厳重に管理をしております。また、役職員に対しましては、個人情報保護の重要性並びに当該マニュアルの運用について継続的に周知徹底を図っております。しかしながら、万一、当社グループの保有する個人情報外部に漏洩した場合あるいは不正使用された場合には、当社グループの信用の失墜、又は損害賠償等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスク

小規模組織であることについて

当社グループは、当連結会計年度末現在、取締役4名、監査役3名、連結従業員48名と組織が小さく、内部管理体制も当該組織規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に応じて、内部管理組織の一層の強化・充実を図っていく方針であります。しかし、事業拡大に人的・組織的対応が伴わず管理体制の強化・充実が予定どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の強化について

当社グループでは、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、更に健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底して参りますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

役員・社員の内部統制について

当社グループは、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、及びリスク管理を経営上の重要な課題のひとつと位置付けており、内部統制システムに関する基本方針を定め、同システムの継続的な充実・強化を図っております。また、業務運営においても役職員の不正や不法行為の未然防止に万全を期しております。

しかしながら、今後、万一役職員の不正や不法行為が発生した場合、当社グループの経営成績、財政状態及び社会的信用に影響が生じる可能性があります。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度末において4期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。

2026年2月9日付で新株予約権付社債や新株予約権の発行による現預金の払込みがあり、2026年3月末で保有する現金及び預金は1,504百万円となっておりますが、これら新株予約権付社債や新株予約権の株式転換及び権利行使がされていないことから、引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消すべく、次の対応策を行って進めております。

事業の収益構造の改善

当社グループの目指す事業モデルは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業において高い成長を目指すというものであり、「都市型アパートメントホテル開発」と「地方創生ホテル投資」の推進によるホテル運営収益の拡大を基本戦略としています。

しかしながら、新規開発ホテルの運営を行うことを目的とし、数年後に大きな将来収益が期待できるアパートメントホテルの運営権の確保に係る活動においては一定の成果がでておりますが、既存のリゾートホテルや旅館の運営権の新たな獲得は現時点で至っておらず、また、短中期における安定的な収益基盤として捉えている不動産事業においても、戸建宿泊施設の開発及び販売においても一部成果はでていますが、遅れが生じております。

このため、当社グループでは、各事業の収益改善策として次の施策に取り組んでおります。

(不動産事業)

不動産事業においては、安定事業であるプロパティマネジメントにおける収益増加を目指す一方、短中期での高収益が期待できる宿泊施設の転売、戸建宿泊施設の開発・販売へ注力してまいります。また、不動産事業における人材リソースを、これら施策へシフトさせ、かつ不動産人材の新たな獲得等により、不動産事業の収益力を高め、収益基盤の強化を進めてまいります。

(ホテル運営事業)

ホテル運営事業においては、当社グループのホテル運営会社である株式会社イントランスホテルズアンドリゾー

ツを中心として、ホテルの運営権の確保、運営受託、コンサルティングの案件取得に注力し、取引数を増加してまいります。また、ホテル運営や開発に精通する人材を獲得し、ホテル運営事業の規模拡大を目指し、収益を最大化してまいります。

(その他事業)

従来から進めてまいりました、インバウンド送客事業については、当社グループ会社であるイントランス上海を中心に進めてまいりましたが、同社の運営コストと業務効率性を重視し、2026年4月8日付取締役会で同社の解散及び清算を決議しました。

これにより、インバウンド送客事業の今後につきましては、固定費用の負担を軽減する形で、外部企業との連携により推進し、継続してまいります。

また、投資事業においては、当社グループ会社であるジャパンホテルインベストメント株式会社及びホスピタリティインベストメント合同会社のマネジメントにより、当社の主事業である不動産事業及びホテル運営事業に係る資金調達活動へ注力し、当社グループの事業が円滑に行われるためのサポートを行ってまいります。

その他、当社グループでは、主事業である不動産事業、ホテル運営事業の業務拡大を目指すため、相乗効果を期待できる事業への投資を、M & A、合併及び業務提携といった手法により強化し、当社グループの収益拡大を進めてまいります。

費用構造の改善

2026年3月期においては役員報酬削減を実施しましたが、今後につきましては外部委託業務の見直しをはじめ、労働生産性の向上を図るための様々な施策を検討・実施します。また、事業に係る原価見直しや販売費及び一般管理費の抑制を図り、費用構造の改善を推進してまいります。

資金調達

2026年1月22日の取締役会において、ZUUターゲットファンド for INT 投資事業有限責任組合を引受先とする新株予約権付社債及びE Tモバイルジャパン株式会社を引受先とする新株予約権の発行を決議し、同年2月9日に新株予約権付社債の発行額である1,297百万円及び新株予約権の発行額である6百万円、合わせて1,303百万円を調達いたしました。

その他、今後につきましては、早期に業績を回復させることにより、新株予約権付社債の株式転換や新株予約権の権利行使がされやすい環境を整え、自己資本の充実を目指します。また、与信を高めることにより、金融機関からの借入が実施可能な経営状態を目指し、キャッシュポジションの強化を進めてまいります。

これらの対応策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、景気は緩やかに回復しました。一方、米国の通商政策の影響による景気下振れ懸念に加え、原材料・エネルギー価格の高騰や物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響も、わが国の景気を下押しする要因となっており、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

こうした中、当社グループが属する不動産業界においては、継続する低金利環境や円安等を背景に、海外投資家の国内不動産に対する注目度は高く、供給・需要とも継続して堅調に推移しているものの、土地価格及び建設工事費等の原価高騰による不動産価格の高額化等、引き続き注意を要する状況にあります。

また、当社が注力するホテル運營業界では、日中関係の影響による中国人観光客の訪日観光客数の減少等、先々の懸念はあるものの、その他の地域からの訪日旅行者数は順調に推移しており、今後も期待できるものと考えております。

このような状況の下、当社グループでは、創業以来の不動産事業に加え、新たな事業領域でありますホテル運営

事業の取り組みを加速させ、事業領域の拡大と企業価値の向上を目指してまいりました。

当社グループの目指す事業モデルは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業において高い成長を目指すというものであり、「都市型アパートメントホテル開発」と「地方創生ホテル投資」の推進によるホテル運営収益の拡大を基本戦略としています。

上記により、不動産事業においては、プロパティマネジメント事業の他、より短期間で収益の確保が期待できるインバウンド向け宿泊施設の開発・売却や、宿泊施設の不動産売買等へ注力してまいりました。

また、ホテル運営事業においては、既存ホテルの運営の他、新規開発ホテルの運営を行うことを目的とした都市型アパートメントホテルの運営権の確保、及びリゾートホテルや旅館の運営権を確保するための活動に注力してまいりました。

その他、その他事業として、連結子会社である瀛創（上海）商務咨询有限公司（以下、「イントランス上海」といいます。）において、当社グループのホテルを含めたインバウンド送客を推進し、併せて、連結子会社であるジャパンホテルインベストメント株式会社を中心として、ホテル施設への投資のためのファンド組成・運営を目指して資金調達の活動へ注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,073,740千円（前年同期比30.1%増）、営業損失は417,123千円（前連結会計年度は営業損失352,518千円）、経常損失は499,148千円（前連結会計年度は経常損失429,247千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は501,362千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失432,377千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、当連結会計年度において、主にプロパティマネジメント事業、宿泊施設の転売、戸建宿泊施設の開発・販売に注力し、売上高は378,773千円（前年同期比55.4%増）、セグメント利益（営業利益）は38,462千円（前年同期比6.3%減）となりました。

（ホテル運営事業）

ホテル運営事業につきましては、当連結会計年度において、既存ホテルの運営を行った他、新規開発及び既存ホテル・旅館の運営権確保に注力してまいりましたが、新たな運営権の確保には至らず、売上高は694,732千円（前年同期比19.5%増）、セグメント損失（営業損失）は61,789千円（前年同期は営業損失60,705千円）となりました。

(その他)

その他事業につきましては、当連結会計年度において、中華圏からの国内インバウンド送客を担う連結子会社のイントランス上海における国内インバウンド送客事業を推進しましたが、グループ内ホテルへの送客に留まったため、収益は限定的となりました。

なお、イントランス上海につきましては、同社の運営コストと業務効率性を重視し、2026年4月8日付当社取締役会で解散及び清算を決議しました。

併せてジャパンホテルインベストメント株式会社を中心としたホテル投資事業へのファンド組成等を目的とした投資家確保に向けた取り組みを進めましたが、大きな進展はなく、当該事業において、売上高は234千円（前年同期は106千円）、セグメント損失（営業損失）は23,547千円（前年同期は営業損失25,487千円）となりました。

b. 財政状態の状況

当連結会計年度末における資産につきましては、流動資産は前連結会計年度末に比べ1,058,544千円増加し1,773,172千円となりました。これは主として、現金及び預金が969,075千円増加したこと等によるものです。固定資産は前連結会計年度末と比べ32,727千円増加し369,551千円となりました。これは主として、敷金及び保証金が37,574千円増加したこと等によるものです。繰延資産は、開業費が3,508千円減少し、4,385千円となりました。この結果、資産合計は前連結会計年度末と比べ1,087,763千円増加し、2,147,109千円となりました。

当連結会計年度末における負債につきましては、流動負債は前連結会計年度末と比べ235,641千円増加し481,172千円となりました。これは主として、1年内償還予定の社債が260,000千円増加したこと及び株主優待引当金が6,399千円減少したこと等によるものです。固定負債は前連結会計年度末に比べ1,349,207千円増加し1,427,293千円となりました。これは主として転換社債型新株予約権付社債が1,309,320千円増加したこと及びデリバティブ債務が41,143千円増加したこと等によるものです。この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ1,584,849千円増加し、1,908,465千円となりました。

当連結会計年度末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ497,085千円減少し、238,643千円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が501,362千円減少したこと等によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、1,504,881千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は502,241千円(前連結会計年度は391,619千円の使用)となりました。これは主として、税金等調整前当期純損失499,148千円の計上等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は68,570千円(前連結会計年度は238,399千円の使用)となりました。これは主として、差入保証金の差入による支出40,000千円の計上等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,540,278千円(前連結会計年度は276,309千円の獲得)となりました。これは主として、社債の発行による収入1,544,979千円の計上等によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、不動産事業、ホテル運営事業を主体としており、生産業務を定義することが困難であるため、生産実績の記載は省略しております。

b. 受注状況

当社グループは、受注生産を行っていないため、受注実績の記載は省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
----------	---------	----------

不動産事業	378,773	55.4
ホテル運営事業	694,732	19.5
その他事業	234	119.5
合計	1,073,740	30.1

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
- 2 当連結会計年度において、不動産事業の販売実績に著しい変動がありました。その内容については、「第2「事業の状況」4「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 a.経営成績の状況」をご参照ください。
- 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社みらいマップ(注)	-	-	145,029	13.5

(注) 株式会社みらいマップの前連結会計年度については、販売実績がないため、記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載の通りであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載の通りであります。

資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、主に営業活動から得られる自己資金及び金融機関からの借入を資金の源泉としております。販売用不動産取得における資金需要につきましては、借入金にかかる金利等の資金調達費用の最小化を図る対応をしております。また、販売費及び一般管理費等における資金需要につきましては、営業活動から得られる自己資金により賅っております。

5 【重要な契約等】

当社は、当社の株主であるディライトワークス株式会社との間で、当社取締役候補者を指名する権利を有する旨の合意に関する契約を締結しました。

契約に関する内容等は、以下のとおりであります。

(1) 契約の概要

契約締結日	相手先の名称	相手先の住所	合意の内容
2025年5月8日	ディライトワークス株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	当社の取締役2名を指名する権利を有する契約を締結

(注) なお、本提携における協業については、双方が一定の役割を果たしたことから、2026年5月13日付で両社合意のもと本提携を終了しております。また、2025年5月9日付でディライトワークス社に対して発行した第1回無担保保証付普通社債につきましては、2026年4月14日付で償還を完了しております。

(2) 合意の目的

当社は、2024年3月13日付で、インバウンド及び地方創生事業に対する投資に係る分野において、ディライトワークス株式会社（以下、「ディライトワークス社」といいます。）との間で、資本業務提携契約（以下、「本契約」といいます。）を締結しました。

また、2025年5月8日付で当社が発行した第1回無担保普通社債（プロ私募債）の引受けを条件とし、ディライトワークス社より、取締役2名の指名を行う権利を有する条項を本契約に追加することを定めた覚書を締結しました。

(3) 取締役会における検討状況その他の当社における合意に係る意思決定に至る経緯

当社は、2025年3月期において3期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、これにより事業運営におけるキャッシュフローが悪化している状況でありました。

上記より、今後の事業運営には、より一層の手元流動性資金の拡充が必要であると考え、本件私募債発行を検討し、その引受けを条件として、ディライトワークス社へ取締役2名の指名を行う権利を有する条項を本契約に追加する検討を取締役会で行いました。

取締役2名の指名を行う権利を有する条項を本契約に追加することを定めた覚書の締結は、主要株主であるディライトワークス社との取引となりますが、本契約により、当社は資金調達及びインバウンド・地方創生事業の協業関係の更なる強化が期待できると考えております。

また、本決定は関連当事者取引であるため、少数株主保護の観点から、慎重に議論と検討を行い、当社独立役員である当社監査役の上床竜司氏の意見書を取得し、取引の必要性、相当性、条件の合理性を踏まえた上で、当該取引の妥当性を確認しております。

(4) 合意が当社の企業統治に及ぼす影響

ディライトワークス社の指名する取締役が株主総会で選任されることにより、当社の取締役会運営における企業統治は強化されるものと考えております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	土地	リース資産	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社	本社設備	0	0		0	0	11

(注) 1. 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係)」に記載のとおりであります。

2. 賃借中の主な設備(子会社に転貸している設備を含む)として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	当事業年度賃借料又は リース料(千円)
本社 (東京都渋谷区)	全社	事務所	23,294
YUMIHA 沖縄合同会社(沖縄県 国頭郡恩納村)	ホテル運営事業	宿泊施設	21,246
京都ホテルオペレーションズ合同会 社(京都府京都市中央区)	ホテル運営事業	宿泊施設	73,013

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
YUMIHA 沖縄合同会社 (沖縄県国頭郡 恩納村)	ホテル 運営事業	宿泊施設		0			0	6 (7)
京都ホテルオペ レーションズ合 同会社 (京都府京都市 中京区)	ホテル 運営事業	宿泊施設	4,410	500			4,910	23 (22)

(注) 1. 帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係)」に記載のとおりであります。

2. 従業員数は就業人員数であります。なお、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(パート社員)の人数(1日8時間換算)であります。

3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	当事業年度賃借料又は リース料(千円)
京都ホテルオペレーションズ合同会 社(京都府京都市中央区)	ホテル運営事業	宿泊施設	72,467

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,200,000
計	115,200,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月22日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	46,552,784	46,552,784	東京証券取引所 グロース	単元株式数 100株
計	46,552,784	46,552,784		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(第4回新株予約権)

決議年月日	2019年9月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社従業員 1 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	4,800(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 480,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134(注2)
新株予約権の行使期間	2021年9月12日から2026年9月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 134 資本組入額 67
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。</p> <p>新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のう

ち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(第6回新株予約権)

決議年月日	2022年4月13日及び2022年4月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の数	5,400個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 540,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり金70円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年4月13日から2031年4月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70円 資本組入額 35円
新株予約権の行使の条件	(1)本新株予約権者が2023年4月13日から2031年4月12日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 (2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
本新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
本新株予約権の強制行使	本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

3. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。))の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記、本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数に準じて合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2のとおり、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、本新株予約権の行使の条件の内容に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(第7回新株予約権)

決議年月日	2022年4月13日及び2022年4月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 15名 子会社役員 3名 子会社従業員 1名
新株予約権の数	2,690個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 269,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1個あたり金63円 (注)2
新株予約権の行使期間	2024年4月14日から2032年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 63円 資本組入額 31.5円
新株予約権の行使の条件	<p>(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>(2)本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(3)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>禁錮刑以上の刑に処せられた場合 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p> <p>法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1から(注)3については、(第6回新株予約権)の注記に同じ。

(第9回新株予約権)

決議年月日	2025年2月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
新株予約権の数	9,000個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 900,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり金108円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年3月17日から2029年3月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 108円 資本組入額 54円
新株予約権の行使の条件	<p>(1)本新株予約権者が2025年3月17日から2029年3月16日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>禁錮刑以上の刑に処せられた場合 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p> <p>法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p>
本新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
本新株予約権の強制行使	本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が行使価額に60%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。但し、第11項記載の本新株予約権の行使条件を満たさない場合は、この限りではない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1から(注) 3については、(第6回新株予約権)の注記に同じ。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、下記のとおりであります。

(第10回新株予約権)

決議年月日	2026年1月22日
新株予約権の数(個)	214,285 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,428,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71.0 (注)2
新株予約権の行使期間	2026年2月10日から2028年2月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71.0円 資本組入額 35.5円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
本新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 株式分割等の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の発行後、当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)

決議年月日	2026年1月22日
新株予約権の数(個)	30 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 23,225,790 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90.1 (注)
新株予約権の行使期間	2026年2月10日から2028年2月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
本新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	
新株予約権付社債の残高(千円)	1,297,440

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 募集社債の名称

株式会社イントランス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 募集社債の総額

金1,440,000,000円(各本社債の金額100円につき金90.10円)

3. 各募集社債の金額

金48,000,000円の1種

4. 各募集社債の払込金額

金1,297,440,000円

5. 各新株予約権の払込金額

各本社債の金額100円につき金90.10円
本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

6. 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債券は発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

7. 利率

本社債には利息を付さない。

8. 申込期日

2026年2月9日

9. 申込取扱場所

株式会社イントランス 管理部

10. 本社債の払込期日

2026年2月9日

11. 本新株予約権の割当日

2026年2月9日

12. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をZUUターゲットファンド for INT投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」という。)に割り当てる。

13. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであ

- り、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
該当事項なし
16. 償還の方法
(1) 本社債は、2028年2月8日(以下「償還期限」という。)にその総額を本社債の額面金額100円につき金100円で償還する。
(2) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
17. 本社債の利息支払の方法及び期限
該当事項なし。
18. 本社債に付する新株予約権の数
各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。
19. 本新株予約権の内容
(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその金額と同額とする。
(3) 転換価額
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初62円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。
(4) 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(7)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(7)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債(但し、当社の役員及び従業員に対し割当て又は交付される新株予約権は除く。)を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求

権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(7)号に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記()による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(7)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後転換価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未

だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整をするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (10) 本新株予約権を行使することができる期間
2026年2月10日から2028年2月8日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

- (11) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

- (12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

- (14) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、転換価額は62円とした。

- (15) 新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(11)号記載の行使期間中に、本項第(19)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

- (17) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

- (18) 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社イントランス 管理部

- (19) 本新株予約権の払込取扱場所

該当事項なし。

20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社イントランス 管理部

21. 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの(以下、本別紙において「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。なお、「承継会社等」とは、別紙において、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかをいう。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する他、以下に従う。なお、転換価額は第19項第(4)号乃至(8)と同様の調整に服する。

合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、第19項第(10)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、第19項第(10)号に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本項の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付で

- きるものとする。
22. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
23. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
24. 費用の負担
以下に定める費用は、当社の負担とする。
(1) 第22項に定める公告に関する費用
(2) 第23項に定める社債権者集会に関する費用
25. 譲渡制限
本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
26. その他
(1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
(2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
(3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注1)	4,615,384	41,746,384	150,000	1,283,205	150,000	1,053,204
2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注2)	4,806,400	46,552,784	161,222	1,444,427	161,222	1,214,426

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 新株予約権、及び新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。
3. 2026年1月22日付で提出した有価証券届出書に記載した「手取金の使途」について、下記のとおり2026年5月13日付で変更を決議しております。

(変更の理由)

第10回新株予約権の使途において、「社債返還資金(元本及び利息)264百万円」としておりましたが、現時点で当該新株予約権が行使されていないため、本資金調達以外の当社運転資金にて、社債を償還し、元本及び利息を返済いたしました。

つきましては、当該新株予約権の資金使途でありました「社債返還資金(元本及び利息)」の264百万円の資金使途を「運転資金」使途といたしました。

【変更前】

< 第2回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金(手元流動性の確保のための資金)	194	2026年2月~2028年2月
事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費)	400	2026年2月~2028年2月
新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等])	700	2026年2月~2028年2月

< 第10回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金(手元流動性の確保のための資金)	147	2026年2月~2028年2月
事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費)	400	2026年2月~2028年2月
新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等])	700	2026年2月~2028年2月
社債返還資金(元本及び利息)	264	2026年5月

【変更後】

< 第2回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金(手元流動性の確保のための資金)	194	2026年2月~2028年2月
事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費)	400	2026年2月~2028年2月
新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等])	700	2026年6月~2028年2月

< 第10回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金(手元流動性の確保のための資金)	411	2026年6月~2028年2月
事業投資資金(不動産仕入、運営ホテル保証金・開業費)	400	2026年6月~2028年2月
新規事業資金(企業M&A、新規事業[AI、Web3等])	700	2026年6月~2028年2月
社債返還資金(元本及び利息)	-	-

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)		1	15	73	15	82	18,939	19,125	
所有株式数(単元)		2,667	25,460	78,188	84,367	1,043	273,741	465,466	6,184
所有株式数の割合(%)		0.57	5.47	16.80	18.13	0.22	58.81	100.00	

(注) 「個人その他」には、自己株式604単元を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ディライトワークス株式会社	東京都港区六本木6丁目10番1号	6,660,000	14.32
SCBHK A/C GF SEC CLIENT A/C 1(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	27/F, GF TOWER B1 LOCKHART ROAD, WANCHAI HONG KONG(常任代理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	3,836,384	8.25
BNP Paribas London Branch for Prime Brokerage Clearance ACC for third party(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA GB(常任代理人 東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,800,000	3.87
WORLDTEX INVESTMENT LIMITED(常任代理人 みずほ証券株式会社)	ROOM 1916, 19 F/, LEE GARDEN ONE 33 HYSAN AVENUE CAUSEWAY BAY HONG KONG 999077(常任代理人 東京都千代田区大手町1丁目5番1号)	1,555,400	3.35
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	1,076,200	2.31
INTERACTIVE BROKERS LLC(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNETICUT 06830 USA(常任代理人 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	838,700	1.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	794,296	1.71
株式会社ファインドスターグループ	東京都港区芝4丁目1番23号	660,000	1.42
前田 喜美子	北海道河東郡	522,000	1.12
柘津 聖一	長野県千曲市	380,000	0.82
計		18,122,980	38.98

(注) 前事業年度末において、主要株主である筆頭株主でありました合同会社インバウンドインベストメントは、当事業年度末日時点で当社株式の保有はなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 60,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,486,200	464,862	
単元未満株式	普通株式 6,184		
発行済株式総数	46,552,784		
総株主の議決権		464,862	

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社イントランス	東京都渋谷区道玄坂一丁目 16番5号	60,400		60,400	0.13
計		60,400		60,400	0.13

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	60,400		60,400	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、継続的かつ安定的な配当による株主に対する還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、近年の業績状況などにより、内部留保の充実が最優先課題であると考えており、経営体質の強化と、現在注力する事業領域の拡大のための投資として充当し、企業価値を高めていくことこそが、株主価値の最大化につながると考えております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

2026年3月期の配当金につきましては、業績、財務状況を勘案した結果、誠に遺憾ながら無配とさせていただく予定であります。

次期以降の利益配分については、現在進める事業領域の拡大により早期の経営安定化を図り、各事業年度ごとの経営成績、財政状態を勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討していく方針であり、早期の復配を目指してまいります。現時点において実施時期は未定であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営統治の重要な機能と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めており、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性を確保し、企業価値の最大化を図ることを基本的な考え方としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では監査役設置会社を採用しております。なお、監査役3名のうち、2名を社外監査役として選任しており、それぞれ企業経営者としての高度な知見と豊富な経験、弁護士としての法務実務における専門性の高い知識と豊富な経験を有していることから、多角的な視点からの意見・提言により、外部の視点を取り入れ、経営に活かしております。また、社外監査役による取締役の業務執行に対する監査機能により、業務執行に対してガバナンスが機能されることから現状の体制を採用しております。

コンプライアンスに関しましては、顧問弁護士、会計監査人等との社外専門家と密接な関係を保ち、経営に法的な統制が働く仕組みを構築しております。

(取締役会)

現在、当社の取締役会は、代表取締役社長の何同璽が議長を務めており、須藤茂、日比野健、仇非の取締役4名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は原則として月1回開催とし、必要に応じ随時、臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款及び取締役会規程の定めるところにより、会社の経営方針ならびに業務執行上の重要事項を決議し、取締役の職務執行を監督しております。

当事業年度における活動状況は次のとおりです。

地位	氏名	出席状況
代表取締役	何 同璽	100% (21回/21回)
取締役	須藤 茂	100% (21回/21回)
社外取締役	日比野 健	90% (19回/21回)
社外取締役	仇 非	85% (18回/21回)
常勤監査役	平田 邦夫	95% (20回/21回)
社外監査役	上床 竜司	95% (20回/21回)
社外監査役	杉田 定大	95% (20回/21回)

なお、当事業年度における主な検討事項は、事業推進、新規投資に関する事項等であります。

(監査役会)

現在、当社の監査役会は、常勤監査役の平田邦夫、非常勤監査役の上床竜司、杉田定大の計3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は原則として月1回、さらに必要に応じて臨時監査役会を開催しており、内部監査責任者や会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、各監査役は取締役会等に出席し独立性の高い第三者的観点から意見を述べており、意思決定や業務執行に対して適正な監査が確保されるものと考えております。

(監査役)

監査役と会計監査人とは、会計監査にかかるプロセス、監査上重要な会計項目、財務諸表の監査結果、内部統制の整備・運用状況等について報告を受け、また意見交換を実施しております。また、常勤監査役と内部監査室とは監査業務において常に連携をとっており、常勤監査役は必要に応じて内部監査に同行しております。このように、監査役・会計監査人・内部監査室の三者間の連携体制ができており、適切に機能しております。

(内部監査体制)

代表取締役社長の直接の指示のもと、内部監査室(1名)が内部監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をはじめとする業務執行部門全般の内部監査を実施し、内部監査を会社における不祥事及び誤謬等のリスクを未然に防止する重要な機能として位置づけております。

監査結果は、直接代表取締役社長のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接書面にて報告されております。また、監査結果を踏まえて、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、その後の改善状況を適宜把握し、確実な改善を促すなど、内部監査の実効性向上に努めております。

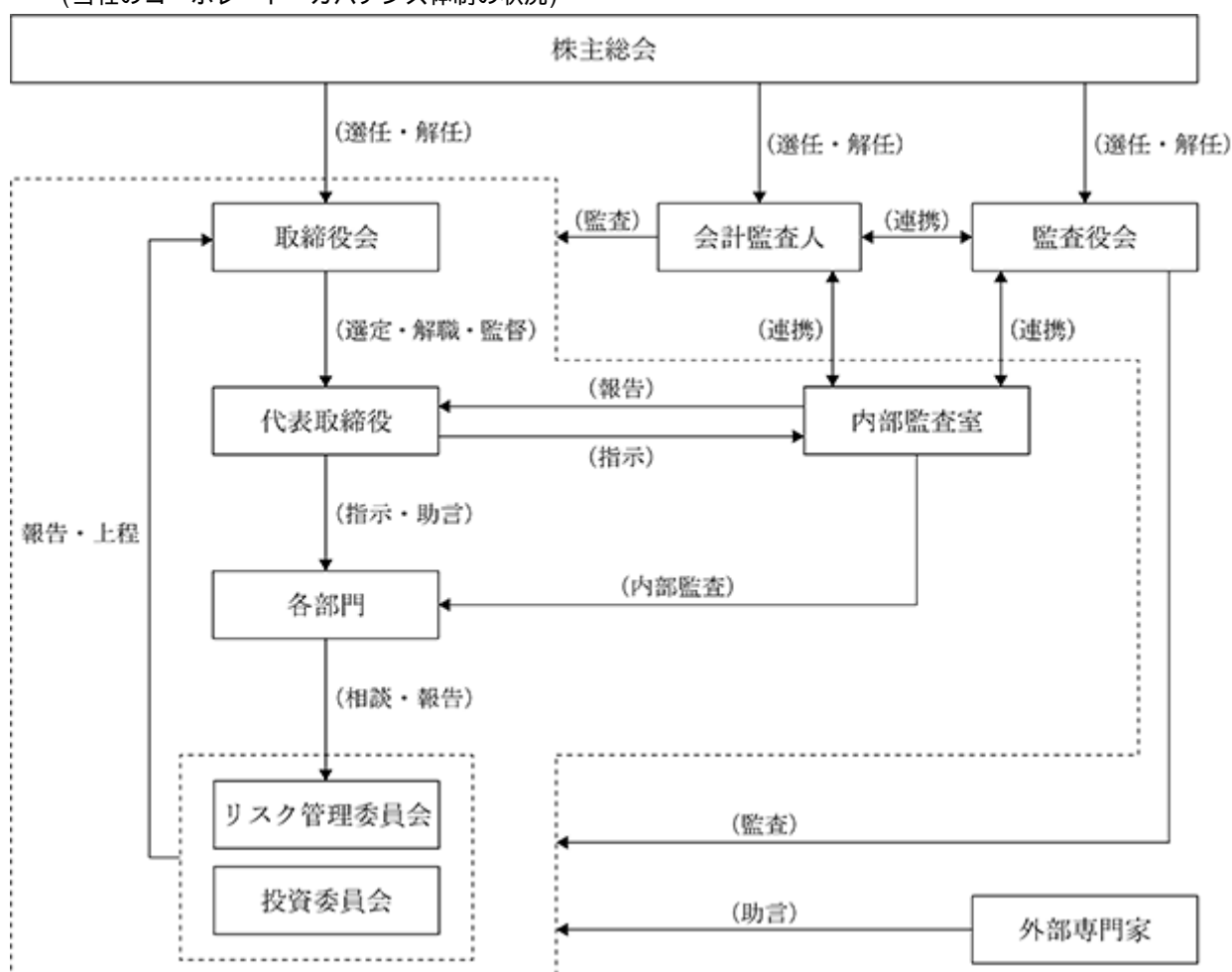
(投資委員会)

投資委員会は代表取締役社長が議長を務めており、不動産事業部、管理部の各部門長及び関連する連結子会社役員ならびに事務局で構成されております。また、必要に応じて監査役及び社外取締役等をオブザーバーとして招集できる体制となっております。当社が行う各種不動産投資案件については、案件に応じて法務あるいは会計面において専門的かつ複雑なスキームを採用する必要があることから、社内に投資委員会を設置し、不動産投資を行う場合には同委員会での協議を踏まえたうえで取締役会にて決議を諮る体制を整備しております。

(リスク管理委員会)

リスク管理委員会は、代表取締役社長が議長を務めており、不動産事業部、管理部の各部門長及び関連する連結子会社役員ならびに事務局で構成されております。また、必要に応じて監査役及び社外取締役等をオブザーバーとして招集できる体制となっております。当社は法令、社内規程及び企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させることで未然にリスクを防止し、またリスクの発生時には被害の最小化、被害の拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを目的としてリスク管理委員会を設置しております。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況)



企業統治に関するその他の事項

(内部統制のシステムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況並びに子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針「内部統制に係る基本方針」を取締役会で決議しております。同基本方針の内容は以下のとおりです。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社及び当社子会社は、取締役会を定期的開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、常勤監査役及び社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。

- b. コンプライアンスに関する行動規範を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、法令及び定款、更には社内規程等を遵守するよう当社及び当社子会社の役員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。
- c. 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、当社及び当社子会社の内部統制システムの更なる充実を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社及び当社子会社は、情報の保存及び管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存及び管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存及び管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。
- b. 保存及び管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を当社及び当社子会社に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。
- b. 取締役会は、市況や環境の変化に対応した当社及び当社子会社のビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。
- c. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

「関係会社管理規程」を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うこととする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置する。その場合の当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性確保に努める。
- b. 監査役の職務を補助する使用人は、その職務を遂行するにあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社及び当社子会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
- b. 当社内部監査部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告することとする。
- c. 当社は、上記の報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。
- b. 監査役が、会計監査人及び内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。
- c. 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

x 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社子会社は、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを企業倫理及び基本姿勢としている。さらに、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進すべく、社内の担当機関のみならず外部専門機関とも連携し、代表取締役社長等経営陣のみならず組織全体として関係遮断の不断的努力をしている。

xi 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係遮断のため、行動指針を整備する。また販売、仕入等各業務にわたり、反社会的勢力との関係を排除すべく、取引の相手方が反社会的勢力との関係をもっていないかにつき自ら調査するとともに外部専門機関にも調査依頼する場合もある。また、調査結果は代表取締役社長に報告している。取引を始めるにあたり、事前調査をすることで、未然に反社会的勢力との関係を排除することが可能となり、反社会的勢力からの被害を防止している。さらに、社内各部に反社会的勢力との関係排除の基本姿勢を周知徹底すべく、指導及び教育を時宜に応じて行っており、組織全体に反社会的勢力排除の理念を浸透させている。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額としております。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、管理職を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としており、保険料は全額当社が負担しております。

(取締役の定数)

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

(取締役の選任及び解任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(取締役会で決議できる株主総会決議事項)

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

株式の割当てを受ける権利の決定

当社は、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主(実質株主を含む。)に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申し込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(注) なお、2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「定款一部変更の件」及び「取締役4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、現行の役員体制が継続することとなります。詳細につきましては、「役員の状況」に記載しています。

(2) 【役員の状況】

役員の一覧

() 2026年6月22日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	何 同 重	1970年10月2日生	2003年4月 株式会社オリエンタル・ソリューション 取締役 2004年9月 ETモバイルジャパン株式会社 代表取締役(現任) 2008年9月 北京逸行国際旅行社有限公司 執行董事(現任) 2012年3月 北京逸行之旅信息科技有限公司 董事長(現任) 2016年9月 瀛之行(上海)国際旅行社有限公司 執行董事(現任) 2018年2月 株式会社いるカラボ 代表取締役(現任) 2018年9月 合同会社インバウンドインベストメント 職務執行者(現任) 2019年6月 当社取締役 2019年10月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ 取締役(現任) 2020年5月 ホスピタリティインベストメント合同会社 職務執行者(現任) 2020年9月 ジャパンホテルインベストメント株式会社 取締役(現任) 2021年3月 株式会社日本遊 代表取締役(現任) 2022年9月 ジャパンホテルオペレーションズ株式会社 取締役(現任) 2023年6月 当社代表取締役社長(現任) 2023年6月 一般社団法人Keystone 代表理事(現任) 2025年12月 インバウンドクリエイション投資事業有限責任組合 (代表社員) ETモバイルジャパン代表取締役(現任)	(注) 3	
取締役	須 藤 茂	1977年9月2日生	1998年7月 SONEA Co.,Ltd (Philippine) 設立 2003年4月 B.T.C INC (Singapore) 設立 2008年10月 株式会社エスペシア 代表取締役(現任) 2017年4月 株式会社ユニマットプレシャス 常務取締役 2019年10月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾーツ 代表取締役(現任) 2022年7月 京都ホテルオペレーションズ合同会社 職務執行者(現任) 2022年9月 ジャパンホテルオペレーションズ株式会社 取締役(現任) 2023年1月 ジャパンホテルインベストメント株式会社 取締役(現任) 2023年2月 YUMIHA沖縄合同会社 職務執行者(現任) 2023年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	
取締役	日 比 野 健	1951年1月7日生	1974年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社 1995年3月 同社団体旅行京都支店長 2001年4月 同社経営企画部長 2003年6月 株式会社JTB ビジネストラベルソリューションズ 代表取締役社長 2008年6月 株式会社JTB 取締役旅行事業本部長 2010年4月 株式会社JTB 西日本代表取締役社長 2012年6月 株式会社JTB 代表取締役専務(グローバル事業担当)株式会社JTB総合研究所代表取締役社長 2019年2月 当社顧問 2019年6月 当社取締役(現任)	(注) 1 (注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	仇 非	1967年8月2日生	2003年3月 博世(中国)有限公司 マーケティングマネジャー 2004年9月 福特汽車(中国)有限公司大中華区マーケティング 總監 2007年7月 行暢文化伝播有限公司 CEO 2009年7月 新華都実業集団(上海)投資有限公司 総裁 2015年4月 上海復医天健医療服務産業股份有限公司 董事(現 任) 2016年6月 飛拓無限信息技术(北京)股份有限公司 董事 2017年10月 浙江快准車服網絡科技有限公司 董事 2018年4月 正知資本 CEO(現任) 2020年6月 当社取締役(現任) 2024年6月 惠生清潔能源科技集团股份有限公司 独立董事(現 任) 2025年7月 上海錦江国際旅遊股份有限公司 独立董事(現任)	(注) 1 (注) 3	
監査役 (常勤)	平 田 邦 夫	1951年8月16日生	1975年4月 日本航空株式会社入社 2000年4月 同社東京支店総務部長 2002年6月 同社国内旅客本部マーケティング企画部長 2006年4月 株式会社日本航空(現 日本航空株式会社)執行役 員兼株式会社日本航空インターナショナル(現 日 本航空株式会社)執行役員兼株式会社日本航空 ジャパン執行役員 2008年6月 株式会社日本航空取締役兼株式会社日本航空イン ターナショナル 取締役 2010年1月 株式会社日本航空執行役員兼株式会社日本航空イン ターナショナル執行役員 兼株式会社ジャルカー ゴセールス社長 2011年4月 日本航空株式会社執行役員 2012年2月 同社専務執行役員 2013年6月 株式会社JALUX代表取締役副社長執行役員 社長補 佐 マーケティング事業本部長 2015年6月 株式会社JAL-DFS取締役会長 2015年9月 JALUX DUTYFREE VIETNAM.CO.LTD代表取締役会長 2019年6月 当社監査役(現任) 2025年5月 AUTHENTIC JAPAN株式会社 社外取締役(現任)	(注) 4	
監査役	上 床 竜 司	1967年12月3日生	1994年4月 弁護士登録 あさひ法律事務所入所 2000年4月 あさひ法律事務所パートナー就任(現任) 2019年6月 当社監査役(現任) 2021年7月 安田不動産プライベートリート投資法人 監督役員 (現任)	(注) 2 (注) 4	
監査役	杉 田 定 大	1955年5月26日生	1980年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 1997年7月 産業政策局新規産業課長 2001年6月 経済産業省大臣官房政策企画室長 2002年7月 通商政策局アジア太平洋課長 2005年7月 内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官 2007年7月 経済産業省中国経済産業局長 2008年7月 経済産業省大臣官房審議官 2009年7月 日本商品委託者保護基金 専務理事 2014年9月 東京工業大学特任教授(現 東京科学大学)(現 任) 2015年4月 関西学院大学非常勤講師(SDGs、ESG投資関係) 2016年7月 一般財団法人 日中経済協会専務理事 2021年7月 SMBC日興証券株式会社 顧問 2021年7月 パシフィックコンサルタンツ株式会社 顧問 2023年6月 当社監査役(現任) 2025年7月 学校法人東京医科大学理事(現任)	(注) 2 (注) 4	
計					

(注) 1 取締役日比野健氏及び仇非氏は、社外取締役であります。

2 監査役上床竜司氏及び杉田定大氏は、社外監査役であります。

3 取締役の任期は2025年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の

時までであります。

- 4 監査役の任期は2023年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

() 2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

なお、役員役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しています。

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	何 同 重	1970年10月2日生	2003年4月 株式会社オリエンタル・ソリューション 取締役 2004年9月 ETモバイルジャパン株式会社 代表取締役(現任) 2008年9月 北京逸行国際旅行社有限公司 執行董事(現任) 2012年3月 北京逸行之旅信息科技有限公司 董事長(現任) 2016年9月 瀛之行(上海)国際旅行社有限公司 執行董事(現任) 2018年2月 株式会社いるカラボ 代表取締役(現任) 2018年9月 合同会社インバウンドインベストメント 職務執行者(現任) 2019年6月 当社取締役 2019年10月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾート 取締役(現任) 2020年5月 ホスピタリティインベストメント合同会社 職務執行者(現任) 2020年9月 ジャパンホテルインベストメント株式会社 取締役(現任) 2021年3月 株式会社日本遊 代表取締役(現任) 2022年9月 ジャパンホテルオペレーションズ株式会社 取締役(現任) 2023年6月 当社代表取締役社長(現任) 2023年6月 一般社団法人Keystone 代表理事(現任) 2025年12月 インバウンドクリエイション投資事業有限責任組合(代表社員) ETモバイルジャパン代表取締役(現任)	(注)3	
取締役	須 藤 茂	1977年9月2日生	1998年7月 SONEA Co.,Ltd (Philippine) 設立 2003年4月 B.T.C INC (Singapore) 設立 2008年10月 株式会社エスベシア 代表取締役(現任) 2017年4月 株式会社ユニマツプレシャス 常務取締役 2019年10月 株式会社イントランスホテルズアンドリゾート 代表取締役(現任) 2022年7月 京都ホテルオペレーションズ合同会社 職務執行者(現任) 2022年9月 ジャパンホテルオペレーションズ株式会社 取締役(現任) 2023年1月 ジャパンホテルインベストメント株式会社 取締役(現任) 2023年2月 YUMIHA沖縄合同会社 職務執行者(現任) 2023年6月 当社取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	仇 非	1967年8月2日生	2003年3月 博世(中国)有限公司 マーケティングマネジャー 2004年9月 福特汽車(中国)有限公司大中華区マーケティング 總監 2007年7月 行暢文化伝播有限公司 CEO 2009年7月 新華都実業集団(上海)投資有限公司 総裁 2015年4月 上海復医天健医療服務産業股份有限公司 董事(現 任) 2016年6月 飛拓無限信息技術(北京)股份有限公司 董事 2017年10月 浙江快准車服網絡科技有限公司 董事 2018年4月 正知資本 CEO(現任) 2020年6月 当社取締役(現任) 2024年6月 惠生清潔能源科技集团股份有限公司 独立董事(現 任) 2025年7月 上海錦江国際旅遊股份有限公司 独立董事(現任)	(注) 1 (注) 3	
取締役	小 佐 野 匠	1981年6月16日生	2006年4月 株式会社レコフ入社 2010年10月 同社カバレッジグループヴァイスプレジデント 2013年8月 国際興業株式会社 経営企画部担当部長 2019年11月 かいいじキャピタル株式会社設立 代表取締役(現 任) 2023年6月 かいいじ人材株式会社設立 代表取締役(現任)	(注) 1 (注) 3	11,000
監査役 (常勤)	平 田 邦 夫	1951年8月16日生	1975年4月 日本航空株式会社入社 2000年4月 同社東京支店総務部長 2002年6月 同社国内旅客本部マーケティング企画部長 2006年4月 株式会社日本航空(現 日本航空株式会社)執行役 員兼株式会社日本航空インターナショナル(現 日 本航空株式会社)執行役員兼株式会社日本航空 ジャパン執行役員 2008年6月 株式会社日本航空取締役兼株式会社日本航空イン ターナショナル 取締役 2010年1月 株式会社日本航空執行役員兼株式会社日本航空イン ターナショナル執行役員 兼株式会社ジャルカー ゴセールス社長 2011年4月 日本航空株式会社執行役員 2012年2月 同社専務執行役員 2013年6月 株式会社JALUX代表取締役副社長執行役員 社長補 佐 マーケティング事業本部長 2015年6月 株式会社JAL-DFS取締役会長 2015年9月 JALUX DUTYFREE VIETNAM.CO.LTD代表取締役会長 2019年6月 当社監査役(現任) 2025年5月 AUTHENTIC JAPAN株式会社 社外取締役(現任)	(注) 4	
監査役	上 床 竜 司	1967年12月3日生	1994年4月 弁護士登録 あさひ法律事務所入所 2000年4月 あさひ法律事務所パートナー就任(現任) 2019年6月 当社監査役(現任) 2021年7月 安田不動産プライベートリート投資法人 監督役員 (現任)	(注) 2 (注) 4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	杉田 定大	1955年 5月26日生	1980年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 1997年 7月 産業政策局新規産業課長 2001年 6月 経済産業省大臣官房政策企画室長 2002年 7月 通商政策局アジア太平洋課長 2005年 7月 内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官 2007年 7月 経済産業省中国経済産業局長 2008年 7月 経済産業省大臣官房審議官 2009年 7月 日本商品委託者保護基金 専務理事 2014年 9月 東京工業大学特任教授（現 東京科学大学）（現任） 2015年 4月 関西学院大学非常勤講師（SDGs、ESG投資関係） 2016年 7月 一般財団法人 日中経済協会専務理事 2021年 7月 SMBC日興証券株式会社 顧問 2021年 7月 パシフィックコンサルタンツ株式会社 顧問 2023年 6月 当社監査役（現任） 2025年 7月 学校法人東京医科大学理事（現任）	(注) 2 (注) 4	
計					11,000

- (注) 1 取締役小佐野匠氏及び仇非氏は、社外取締役であります。
2 監査役上床竜司氏及び杉田定大氏は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は2026年 6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2027年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は2023年 6月22日開催の定時株主総会の終結の時から2027年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は仇非氏及び小佐野匠氏の2名であります。当社と仇非氏との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。当社と小佐野匠氏との間に、人的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、小佐野匠氏は当社株式11,000株を所有しております。

当社の社外監査役は、上床竜司氏及び杉田定大氏の2名であり、当社と社外監査役との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めていないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準及び日本取締役協会並びに日本監査役協会におけるモデルを参考にするとともに、対象者の経歴、見識、人格等を含め、取締役会での建設的な議論に貢献できる人物を選定することを基準としております。

社外取締役の仇非氏は、中国での経営者としての高度な知見と豊富な経験があり、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただくため、社外取締役として選任しております。

社外取締役の小佐野匠氏は、長年にわたってM & A専門家として培われた豊富な知見、人脈、経験を有し、また、自ら創業経営者として複数の会社を現在に至るまで経営しており、それらに基づく客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し選任しております。

社外監査役の上床竜司氏は、弁護士として法務実務における高い専門性を有し、実務経験上監査を行う能力・識見に基づき、コンプライアンスの観点から当社の監査体制の強化に貢献いただくため、社外監査役として選任しております。

社外監査役の杉田定大氏は、長きにわたり経済産業省（旧通商産業省）において国内のみならず、欧州やアジア等の経済産業政策並びにベンチャー政策における豊富な知見及び経験を有し、かつ企業及び財団法人等で顧問等を歴任されたことから、企業統治、コンプライアンスの観点から当社の監査体制の強化に貢献いただくため、社外監査役として選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門が経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。

内部監査部門は、各社外取締役及び社外監査役との連携を持ち、意見交換および助言を得ており、また、社外監査役からの要求があった場合は、内部監査結果、内部統制状況など必要事項を報告しております。内部監査室は、会計監査人とも連携を持ち、内部監査結果報告その他内部統制に関する事項を報告しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査役会は3名の監査役（うち2名は社外監査役）で構成されています。2026年6月23日開催予定の定時株主総会以降も継続して監査役3名で構成される予定です。

当社における監査役監査において、監査役は法定の事項に加え、内部監査室の活動内容、その他当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について適宜報告を受けております。また、監査役は、取締役及び使用人等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会、その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求めるとともに、代表取締役との定期的な意見交換会を行っております。

主な検討事項としては、監査方針や監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の選定・評価、会計監査人の報酬に対する同意、会計監査の相当性、内部統制システムの整備・運用状況等になります。

また、監査役会は、内部監査部と必要の都度相互の情報交換を行い、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、四半期毎に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っております。

常勤監査役は、取締役会、投資委員会に出席するほか、重要な決裁書類の閲覧により、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監督しております。

当事業年度において当社は監査役会を原則月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

監査役平田邦夫氏は、当事業年度に開催された監査役会16回中15回に出席しております。監査役上床竜司氏は、当事業年度に開催された監査役会16回中16回に出席しております。監査役杉田定大氏は、当事業年度に開催された監査役会16回中15回に出席しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長の直接の指示のもと内部監査室(1名)が、内部監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をはじめとする業務執行部門の全般にわたり内部監査を実施し、内部監査を会社における不祥事及び誤謬等のリスクを未然に防止する重要な機能として位置づけております。

監査結果は、代表取締役社長のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接書面にて報告されております。また、監査結果を踏まえて、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、その後の改善状況を適宜把握し、確実な改善を促すなど、内部監査の実効性向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

16年間

c. 業務を執行した公認会計士

齋藤 浩史

森田 聡

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

・監査法人としての独立性及び品質管理体制、並びに監査チームとしての専門性及び監査手続の適正性を具備していること。

・当社グループが営む不動産事業を遂行するにあたり、より専門的かつ適切な監査が可能であること。

以上を総合的に勘案した結果、三優監査法人を会計監査人として選任しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬 (千円)	非監査業務に 基づく報酬 (千円)	監査証明業務に 基づく報酬 (千円)	非監査業務に 基づく報酬 (千円)
提出会社	24,000		25,800	
連結子会社				
計	24,000		25,800	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

事業規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における職務執行状況を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	20,550 (6,900)	20,550 (6,900)	()	()	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,440 (6,000)	10,440 (6,000)	()	()	3 (2)

(注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

2. 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。

業績連動報酬等に関する事項

当社は、役員賞与を含め、直接的な業績連動報酬等を支給しておりません。各取締役の任期は1年であり、事業年度ごとに株主総会の選任を受ける機関設計であるため、前事業年度の業績や経営環境を勘案した決定、報酬の見直しが行われます。

役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年6月19日開催の第10回定時株主総会において、金銭報酬の総額として年500,000千円、ストックオプションの総額として年100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第8回定時株主総会において、金銭報酬の総額として年20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、取締役会において決議しております。

() 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の取締役の報酬の決定に際して、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、固定報酬を基本報酬とする。

() 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。各取締役の任期は1年であり、事業年度ごとに株主総会の選任を受ける機関設計であるため、前事業年度の業績や経営環境を勘案した決定、報酬の見直しが行われる。

() 非金銭報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

原則として、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬のみが基本報酬であるが、業績の拡大や中長期的な企業価値向上を目指すため、業績と経営環境を考慮したうえで、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションを割り当てることがある。時期及び条件の決定については、業績や経営環境を考慮のうえ取締役会の決議によるものとし、取締役個人別の割当株式数を決定する。

() 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、当社規程に基づき一任された代表取締役が、他取締役の意見を参考に各取締役の基本報酬の額を決定する。

・株式報酬型ストックオプション

業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めることを目的として導入いたしました(2022年4月13日及び2022年4月22日、並びに2025年3月14日開催の定時取締役会決議)。

主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に記載しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬は、取締役会から一任された代表取締役社長何同輩が他取締役の意見を参考に当社規程に基づき基本報酬の額を決定しております。一任する理由は、当社の全部門を統括する立場から最も公平・公正な評価・判断が可能なことによります。取締役会も当該方針の運用による決定とその合理性について、これを承認しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、不動産事業を安定収益とし、ホテル運営事業とインバウンド関連事業において高い成長を目指し、これら活動による企業価値の向上及び財務体質の強化を経営目標としています。

また、これら既存事業の成長を維持しつつ、既存事業の成長をサポートするために、M & A や事業提携等を活用し、積極的な事業創出を進めてまいります。

こうした経営目標に基づき、当社グループでは、不動産事業における不動産仕入及び販売、不動産開発及びプロパティマネジメントを総合的に管理できる人材確保、ホテル運営事業においては、ホテル開発及び施設運営における人材確保が重要と考えております。

また、その他の事業においても、インバウンド関連事業や新規事業領域において、企業成長に貢献しうる人材を確保するとともに、既存の従業員の成長のため、適切な教育制度を実施してまいります。

なお、適切な人材の確保や従業員の成長のためには、当社グループの収益性や事業への魅力を高めるとともに、給与体系についても国内市場や経済状況を鑑み、魅力ある仕組みを構築して、進めてまいります。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産事業	6
ホテル運営事業	36 (29)
その他事業	1
全社(共通)	5
合計	48 (29)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員の年間平均雇入人員(1日8時間換算)であります。

3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
11	45.7	6.2	6,665	8.86

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産事業	6
ホテル運営事業	
全社(共通)	5
合計	11

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	535,806	1,504,881
売掛金及び契約資産	2 100,458	2 81,652
販売用不動産	40,883	123,470
その他の棚卸資産	1 1,224	1 1,173
その他	36,496	62,234
貸倒引当金	240	240
流動資産合計	714,628	1,773,172
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,945	14,945
減価償却累計額	10,034	10,535
建物(純額)	4,911	4,410
工具、器具及び備品	15,237	15,239
減価償却累計額	14,425	14,739
工具、器具及び備品(純額)	812	500
リース資産	3,739	3,739
減価償却累計額	3,739	3,739
リース資産(純額)	0	0
有形固定資産合計	5,724	4,910
無形固定資産		
その他	8,550	6,263
無形固定資産合計	8,550	6,263
投資その他の資産		
破産更生債権等	70,000	70,000
敷金及び保証金	94,382	131,957
長期預け金	4 222,887	4 222,887
その他	3 5,279	3 3,533
貸倒引当金	70,000	70,000
投資その他の資産合計	322,549	358,377
固定資産合計	336,823	369,551
繰延資産		
開業費	7,893	4,385
繰延資産合計	7,893	4,385
資産合計	1,059,346	2,147,109

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,665	3,419
1年内返済予定の長期借入金	8,120	1,020
1年内償還予定の社債	-	260,000
リース債務	924	236
未払金	63,457	60,995
未払法人税等	9,531	9,051
未払消費税等	21,587	10,900
契約負債	2,992	5,112
預り金	65,908	64,560
賞与引当金	7,252	6,333
株主優待引当金	43,505	37,105
その他	19,585	22,437
流動負債合計	245,530	481,172
固定負債		
長期借入金	1,020	-
転換社債型新株予約権付社債	-	1,309,320
リース債務	236	-
デリバティブ債務	76,830	117,973
固定負債合計	78,086	1,427,293
負債合計	323,616	1,908,465
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,444,427	1,444,427
資本剰余金	1,214,426	1,214,426
利益剰余金	1,938,897	2,440,259
自己株式	2,476	2,476
株主資本合計	717,480	216,117
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	12,655	14,807
その他の包括利益累計額合計	12,655	14,807
新株予約権	30,904	37,333
純資産合計	735,729	238,643
負債純資産合計	1,059,346	2,147,109

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	1 825,023	1 1,073,740
売上原価	187,708	315,338
売上総利益	637,314	758,402
販売費及び一般管理費	2 989,832	2 1,175,525
営業損失()	352,518	417,123
営業外収益		
受取利息及び配当金	377	1,206
受取補償金	-	1,594
為替差益	5,064	1,799
補助金収入	1,800	-
受取遅延損害金	618	-
その他	1,194	720
営業外収益合計	9,053	5,321
営業外費用		
支払利息	468	18,932
持分法による投資損失	176	1,745
社債発行費	-	12,460
株式交付費	1,980	-
開業費償却	3,508	3,508
デリバティブ評価損	76,830	41,143
その他	2,817	9,556
営業外費用合計	85,782	87,346
経常損失()	429,247	499,148
特別損失		
減損損失	3 1,367	-
特別損失合計	1,367	-
税金等調整前当期純損失()	430,615	499,148
法人税、住民税及び事業税	1,762	2,213
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	1,762	2,213
当期純損失()	432,377	501,362
親会社株主に帰属する当期純損失()	432,377	501,362

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純損失()	432,377	501,362
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	5,538	2,151
その他の包括利益合計	1 5,538	1 2,151
包括利益	437,915	503,514
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	437,915	503,514
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額 為替換算調整 勘定	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	1,283,205	1,053,204	1,506,519	2,476	827,413	7,116	40,157	860,453
当期変動額								
新株の発行(新株予約 権の行使)	161,222	161,222			322,444			322,444
親会社株主に帰属する 当期純損失()			432,377		432,377			432,377
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						5,538	9,252	14,791
当期変動額合計	161,222	161,222	432,377	-	109,933	5,538	9,252	124,724
当期末残高	1,444,427	1,214,426	1,938,897	2,476	717,480	12,655	30,904	735,729

当連結会計年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額 為替換算調整 勘定	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	1,444,427	1,214,426	1,938,897	2,476	717,480	12,655	30,904	735,729
当期変動額								
新株の発行(新株予約 権の行使)					-			-
親会社株主に帰属する 当期純損失()			501,362		501,362			501,362
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						2,151	6,428	4,276
当期変動額合計	-	-	501,362	-	501,362	2,151	6,428	497,085
当期末残高	1,444,427	1,214,426	2,440,259	2,476	216,117	14,807	37,333	238,643

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	430,615	499,148
減価償却費	3,146	3,100
開業費償却額	3,508	3,508
減損損失	1,367	-
デリバティブ評価損	76,830	41,143
貸倒引当金の増減額(は減少)	114	-
賞与引当金の増減額(は減少)	370	918
株主優待引当金の増減額(は減少)	15,815	6,399
受取利息及び受取配当金	377	1,206
支払利息	468	18,932
社債発行費	-	12,460
株式交付費	1,980	-
売上債権の増減額(は増加)	19,010	18,805
仕入債務の増減額(は減少)	-	754
棚卸資産の増減額(は増加)	4,015	82,535
その他の資産の増減額(は増加)	13,981	2,431
その他の負債の増減額(は減少)	116	13,286
その他	1,671	9,636
小計	389,779	497,586
利息及び配当金の受取額	377	1,206
利息の支払額	471	4,016
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,744	1,845
営業活動によるキャッシュ・フロー	391,619	502,241
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	350	-
無形固定資産の取得による支出	3,662	-
差入保証金の差入による支出	-	40,000
差入保証金の回収による収入	-	500
長期預け金の預入による支出	240,000	-
長期預け金の払戻による収入	17,112	-
その他	11,500	29,070
投資活動によるキャッシュ・フロー	238,399	68,570
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	32,120	8,120
社債の発行による収入	-	1,544,979
ファイナンス・リース債務の返済による支出	893	924
新株予約権の発行による収入	900	6,428
新株予約権の行使による株式の発行による収入	310,053	-
その他	1,630	2,085
財務活動によるキャッシュ・フロー	276,309	1,540,278
現金及び現金同等物に係る換算差額	525	391
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	354,234	969,075
現金及び現金同等物の期首残高	890,040	535,806
現金及び現金同等物の期末残高	1 535,806	1 1,504,881

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	7社
主要な連結子会社の名称	瀛創(上海)商務咨询有限公司 株式会社イントランスホテルズアンドリゾート YUMIHA沖縄合同会社 京都ホテルオペレーションズ合同会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称 ジャパンホテルオペレーションズ株式会社

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社は決算期が異なりますが、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀛創(上海)商務咨询有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法を採用しております。(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

その他の棚卸資産

評価基準は原価法を採用しております。(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。)

商品・貯蔵品については、主として最終仕入原価法を採用しております。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、償却年数は5年です。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

開業費

開業後5年以内にわたり、定額法により償却しております。

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

不動産事業

・ 物件売却収入

自己勘定により不動産を取得し、リノベーション等により資産価値を高めた後、投資用不動産として販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っています。

当該履行義務は物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

・ 不動産管理収入

不動産管理による管理収入については、プロパティマネジメントを受託している不動産物件において、管理委託者とのプロパティマネジメント業務委託契約書又は建物管理請負契約書に基づき当該物件の管理を行う義務を負っています。

当該履行義務は物件管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

ホテル運営事業

・ ホテルの宿泊、飲食収入

ホテルの宿泊及び飲食収入については、宿泊者に対する宿泊及び飲食に関するサービス提供の履行義務を負っています。

当該履行義務は、宿泊者へサービスが提供された時点で充足されるものであり、その時点において収益を認識しております。また、連泊時における宿泊に関するサービスについては、宿泊日ごとに収益を認識しております。

・ コンサルティング収入

ホテルのコンサルティングによるコンサルティング収入については、業務委託者との業務委託契約書又はコンサルティング契約書に基づき当該ホテルの業容拡大、収益向上及び円滑な事業推進又は開業を目的として指導助言等を行う義務を負っています。

当該履行義務は各ホテルの運営管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しており

ます。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

科目名	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	40,883	123,470

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

販売用不動産については、正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、正味売却価額を貸借対照表価額としております。正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除した額であり、販売見込額は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額に基づいて見積もった販売可能見込額であります。

正味売却価額における販売見込額は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、見積りの前提とした条件が変化した場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

販売用不動産については、正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、正味売却価額を貸借対照表価額としております。正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除した額であります。

正味売却価額の算定に用いた主要な仮定は販売見込額であり、過去の販売実績、市場動向等を踏まえて策定した物件ごとの投資計画に基づき算出しております。

正味売却価額における販売見込額は、経済環境の悪化に伴う販売価格の低下等の見積りの前提とした条件が変化した場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中でありませ

2. 後発事象に関する会計基準等

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「支払手数料」は、重要性が乏しくなったため当連結会計年度より「その他」に含めております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた1,500千円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 その他の棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
商品	1,212千円	1,173千円
貯蔵品	11千円	千円
計	1,224千円	1,173千円

2 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
売掛金	90,204千円	80,602千円
契約資産	10,083千円	1,050千円

3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資その他の資産「その他」	5,188千円	3,442千円

4 長期預け金は、自社株価予約取引の申込金として差し入れているものであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
長期預け金	222,887千円	222,887千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	56,566千円	50,505千円
給料手当	192,021千円	197,939千円
支払手数料	272,646千円	341,915千円
賃借料	155,373千円	193,468千円
賞与引当金繰入額	7,252千円	6,333千円
株主優待引当金繰入額	43,505千円	37,105千円
貸倒引当金繰入額	114千円	千円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
中華人民共和国 上海市 (瀛創(上海)商務咨询有限公司)	事業用資産	ソフトウェア	1,367

当社グループは、減損損失の算定に当たって、原則として報告セグメント単位に、投資の意思決定を行う事業を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、連結子会社については規模等を鑑み会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。

当社の連結子会社である瀛創(上海)商務咨询有限公司において、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスであるため、ソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	5,538千円	2,151千円
組替調整額	千円	千円
法人税等及び税効果調整前	5,538千円	2,151千円
法人税等及び税効果額	千円	千円
為替換算調整勘定	5,538千円	2,151千円
その他の包括利益合計	5,538千円	2,151千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	41,746,384	4,806,400		46,552,784

(変動事由の概要)

新株の発行

第8回新株予約権の権利行使による普通株式の発行 4,615,400株

第7回新株予約権の権利行使による普通株式の発行 191,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,400			60,400

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	4,615,400		4,615,400	
	ストック・オプションとしての新株予約権					30,904
	合計		4,615,400		4,615,400	30,904

(変動事由の概要)

第8回新株予約権の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	46,552,784			46,552,784

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,400			60,400

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					30,904
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(注)1、2	普通株式		23,225,790		23,225,790
	第10回新株予約権(注)3	普通株式		21,428,500		21,428,500
	合計			44,654,290		44,654,290
						37,333

(注)1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、発行によるものであります。

3. 第10回新株予約権の当連結会計年度増加は、発行によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	535,806千円	1,504,881千円
預入期間が3か月を超える定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	535,806千円	1,504,881千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産 工具、器具及び備品

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	70,800千円	69,300千円
1年超	386,100千円	316,800千円
合計	456,900千円	386,100千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に不動産再生事業を行うための事業計画に照らして、銀行借入・社債・転換社債型新株予約権付社債により必要な資金を調達しております。また、不動産再生事業資金については、金融機関等と交渉し、資金調達を行っております。一時的な余資については、安全性の高い金融資産(預金等)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主にホテル関連施設等の賃貸借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

借入金は運転資金、社債・転換社債型新株予約権付社債は運転資金及び事業資金として調達したものであり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づく取引(自社株価予約取引)であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、長期預け金は、自社株価予約取引の取引先に対するものであり、当該取引先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権は与信管理規程に従い、管理部により、主要取引先の状況をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

金利変動リスクを回避するため、固定金利を前提に調達を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画表を作成・更新することなどにより流動性リスクの管理を行っております。

デリバティブ取引に係る市場価格の変動リスクの管理

デリバティブ取引は、当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づく取引であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に当社の株価や市場動向を勘案して取引を見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	94,382	78,628	15,754
長期預け金	222,887	218,973	3,913
資産計	317,270	297,601	19,668
長期借入金(3)	9,140	9,079	60
負債計	9,140	9,079	60
デリバティブ取引(4)	(76,830)	(76,830)	
デリバティブ取引計	(76,830)	(76,830)	

- (1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「破産更生債権等」については、貸倒引当金控除後の計上額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	131,957	91,955	40,001
長期預け金	222,887	221,264	1,622
資産計	354,844	313,219	41,624
転換社債型新株予約権付社債	1,309,320	1,314,601	5,281
負債計	1,309,320	1,314,601	5,281
デリバティブ取引(3)	(117,973)	(117,973)	
デリバティブ取引計	(117,973)	(117,973)	

- (1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「長期借入金」、「1年内償還予定の社債」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、1年内償還予定の社債については、2026年4月14日に全額期限前償還しております。
- (2) 「破産更生債権等」については、貸倒引当金控除後の計上額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	535,806			
売掛金	90,374			
合計	626,181			

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,504,881			
売掛金	80,602			
合計	1,585,484			

(注) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	8,120	1,020				
合計	8,120	1,020				

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,020					
社債	260,000					
転換社債型新 株予約権付社 債		1,309,320				
合計	261,020	1,309,320				

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引		76,830		76,830
負債計		76,830		76,830

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

自社株価予約取引の時価は当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引		117,973		117,973
負債計		117,973		117,973

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

自社株価予約取引の時価は当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		78,628		78,628
長期預け金		218,973		218,973
資産計		297,601		297,601
長期借入金		9,079		9,079
負債計		9,079		9,079

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、関係する将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預け金

長期預け金の時価は、関係する将来キャッシュ・フローを契約期間に基づき、国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		91,955		91,955
長期預け金		221,264		221,264
資産計		313,219		313,219
転換社債型新株予約 権付社債		1,314,601		1,314,601
負債計		1,314,601		1,314,601

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、関係する将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預け金

長期預け金の時価は、関係する将来キャッシュ・フローを契約期間に基づき、国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の転換社債型新株予約権付社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
株式関連

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1 年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	自社株価予約取引	222,887	222,887	76,830	76,830
合計		222,887	222,887	76,830	76,830

(注) 自社株価予約取引の時価は当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づき、算定しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1 年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	自社株価予約取引	222,887	222,887	117,973	41,143
合計		222,887	222,887	117,973	41,143

(注) 自社株価予約取引の時価は当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づき、算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費	257千円	千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(第4回新株予約権)

決議年月日	2019年9月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 1名 当社子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 480,000株
付与日	2019年9月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。 新株予約権の一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年9月12日から2026年9月11日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(第6回新株予約権)

決議年月日	2022年4月13日及び2022年4月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 540,000株
付与日	2022年5月10日
権利確定条件	<p>(1)本新株予約権者が2023年4月13日から2031年4月12日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>禁錮刑以上の刑に処せられた場合 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p> <p>法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p>
勤務対象期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年4月13日から2031年4月12日

(注) 1 . 株式数に換算して記載しております。

(第7回新株予約権)

決議年月日	2022年4月13日及び2022年4月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名 子会社役員 3名 子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 269,000株
付与日	2022年5月10日
権利確定条件	<p>(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>(2)本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(3)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>禁錮刑以上の刑に処せられた場合 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p> <p>法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>(4)本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。</p>
勤務対象期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年4月14日から2032年4月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(第9回新株予約権)

決議年月日	2025年2月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 900,000株 (注)1
付与日	2025年3月14日
権利確定条件	<p>(1)本新株予約権者が2025年3月17日から2029年3月16日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>禁錮刑以上の刑に処せられた場合 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p> <p>法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> <p>差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p>
勤務対象期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年3月17日から2029年3月16日まで

(注) 1 . 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	480,000	540,000	269,000	900,000
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残	480,000	540,000	269,000	900,000

単価情報

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	134	70	63	108
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	45	0.45	30.34	1

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	985,779千円	1,078,810千円
販売用不動産	9,863千円	千円
貸倒引当金	22,064千円	22,064千円
減損損失	14,973千円	11,053千円
デリバティブ債務	24,217千円	37,185千円
その他	7,921千円	7,603千円
繰延税金資産小計	1,064,818千円	1,156,716千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	985,779千円	1,078,810千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	79,039千円	77,906千円
評価性引当額小計(注)1	1,064,818千円	1,156,716千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	千円	千円
繰延税金資産(は負債)の純額	千円	千円

(注) 1. 評価性引当額が91,898千円増加しております。増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が93,031千円増加したこと等に伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	10,216	12,499	9,897	136,073	227,907	589,183	985,779千円
評価性引当額	10,216	12,499	9,897	136,073	227,907	589,183	985,779千円
繰延税金資産							千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (b)	12,779	10,212	136,340	228,132	243,714	447,630	1,078,810千円
評価性引当額	12,779	10,212	136,340	228,132	243,714	447,630	1,078,810千円
繰延税金資産							千円

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました繰延税金資産の「未払事業税」及び「賞与引当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産に表示しておりました「未払事業税」2,396千円及び「賞与引当金」2,545千円は、その他7,921千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	78,336	90,204
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	90,204	80,602
契約資産（期首残高）		10,083
契約資産（期末残高）	10,083	1,050
契約負債（期首残高）	6,610	2,992
契約負債（期末残高）	2,992	5,112

契約資産は、顧客とのホテル開業に関するアドバイザー契約に基づいて、一定期間にわたり認識した収益に係る未請求掛金であり、ホテルの開業時において顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、不動産事業における不動産の管理受託フィー、ホテル運営事業におけるホテル運営のアドバイザー報酬、ホテルの宿泊代金等の前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は6,587千円であります。

また、前連結会計年度において、契約資産が10,083千円増加した主な理由は、ホテル開業に関するアドバイザー契約に係る履行義務の進捗に応じて収益を認識したことによるものであります。

また、前連結会計年度において契約負債が3,617千円減少した主な理由は、ホテル運営事業のアドバイザー報酬等が収益の認識に伴い取崩されたことによるものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は2,992千円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が9,033千円減少した主な理由は、ホテル開業に関するアドバイザー契約に係る履行義務を完了し、回収したことによるものです。

また、当連結会計年度において契約負債が2,120千円増加した主な理由は、ホテル運営事業における収益認識前の宿泊代金の増加等によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業部及び子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「不動産事業」及び「ホテル運営事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「不動産事業」は、自己勘定による不動産購入及び売却、不動産運営、プロパティマネジメント、不動産賃貸及び売買仲介を行っております。「ホテル運営事業」は、マスターリース方式による宿泊施設の運営、マネジメントコントラクト方式による宿泊施設の運営受託、宿泊施設に対する運営コンサルティングを行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と

概ね同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	不動産事業	ホテル運営事業	計			
売上高						
顧客との契約から 生じる収益	239,833	581,151	820,985	106		821,091
その他の収益	3,931		3,931			3,931
外部顧客への売上高	243,764	581,151	824,916	106		825,023
セグメント間の内部 売上高又は振替高		1,732	1,732	119	1,851	
計	243,764	582,883	826,648	226	1,851	825,023
セグメント利益または 損失()	41,056	60,705	19,649	25,487	307,381	352,518
セグメント資産	87,760	303,135	390,895	24,926	643,524	1,059,346
その他の項目						
減価償却費		3,146	3,146			3,146
減損損失				1,367		1,367
持分法適用会社への 投資額		5,188	5,188			5,188
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額		350	350	1,367		1,717

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に瀛創(上海)商務咨询有限公司における国内インバウンド送客事業であります。

2 セグメント利益または損失()及びセグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない本社の資産又は費用であります。

3 セグメント利益または損失()の合計は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	不動産事業	ホテル運営事業	計			
売上高						
顧客との契約から 生じる収益	378,773	694,732	1,073,506	234		1,073,740
その他の収益						
外部顧客への売上高	378,773	694,732	1,073,506	234		1,073,740
セグメント間の内部 売上高又は振替高		184	184	174	358	
計	378,773	694,916	1,073,690	408	358	1,073,740
セグメント利益または 損失()	38,462	61,789	23,327	23,547	370,248	417,123
セグメント資産	154,829	335,009	489,838	14,661	1,642,609	2,147,109
その他の項目						
減価償却費		3,100	3,100			3,100
減損損失						
持分法適用会社への 投資額		3,442	3,442			3,442
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額						

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に瀛創(上海)商務咨询有限公司における国内インバウンド送客事業であります。

2 セグメント利益または損失()及びセグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない本社の資産又は費用であります。

3 セグメント利益または損失()の合計は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所存している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所存している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社みらいマップ	145,029	不動産事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 関係会 社及び 主要株 主 (注)2	合同会社イン バウンドイン ベストメント	東京都千 代田区	5,000	有価証券の 保有	(被所有) 直接 16.2	新株予約権の権利 行使	新株予約権の権 利行使による払 込 (注)1	300,001		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 2023年4月28日に発行した第8回新株予約権(4,615千円)について、2024年4月25日に全部が転換行使されております。な
お、取引金額は当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 議決権比率の推移については、「2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記(1)親会社情報」に詳細を記載しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主 (注)2	デライト ワークス株式 会社	東京都港 区	10,000	投資事業等	(被所有) 直接 14.3	社債の発行	社債の発行 (注)1	260,000	1年内償還 予定の社債	260,000
							利息の支払	6,966	その他流動 負債	3,034

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)社債の発行条件については、当社の資金調達金利等を勘案して合理的に決定しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	何 同 壘			当社代表 取締役社長		債務被保証	当社が発行した 社債に対する債 務被保証 (注)1	260,000		
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	合同会社イン バウンドイン ベストメント (注)2、3	東京都千 代田区	5,000	有価証券の 保有		債務被保証	当社が発行した 社債に対する債 務被保証 (注)1	260,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 当社は社債に対して債務保証を受けており、取引金額は期末社債未償還残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っ
ておりません。

2. 合同会社インバウンドインベストメントは、当社代表取締役社長何同壘氏が実質的に支配するE Tモバイルジャパン株式会社
が代表社員であり、何氏が実質的に支配しております。

3. 議決権比率の推移については、「2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記(1)親会社情報」に詳細を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度の期初において、当社の「その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主」でありました合
同会社インバウンドインベストメント(以下、「インバウンド社」という。)は2024年4月25日付で、インバウ
ンド社の所有する議決権の割合が40%超となったため、実質支配力基準によりインバウンド社及びその親会社

であるE Tモバイルジャパン株式会社(以下、「E Tモバイル社」という。)は当社の親会社に該当することとなりました。

しかしながら、その後、インバウンド社が当社の現物株式を売却し、同時に信用取引で同数の株式を取得するクロス取引をToSTNeT経由で進めたことにより、現物株式の保有比率が低下し、議決権が低下したことで、当社の「主要株主及び主要株主である筆頭株主」に該当しなくなったことを2024年9月末日の株主名簿により確認し、これにより、インバウンド社及びE Tモバイル社は、2024年10月29日付で「その他の関係会社」となりました。その後、2025年3月末日の株主名簿の確認により、インバウンド社の議決権比率が再度上昇(議決権比率16.27%)したことを受け、前期末において、インバウンド社は「その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主」、E Tモバイル社は、「その他の関係会社(その他の関係会社の親会社)」となりました。

また、当連結会計年度の期初において、当社の「その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主」でありました合同会社インバウンドインベストメント(以下、「インバウンド社」という。)は、2025年7月28日付で当社株式を一部譲渡したことで、当社株式の議決権の低下により、主要株主である筆頭株主に該当しなくなりました。その後、2025年12月25日付で、インバウンド社の当社株式の保有比率のさらなる減少により、主要株主及びその他の関係会社に該当しなくなりました。

さらに、2026年3月31日時点でインバウンド社は当社株式を一切有していません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	15円16銭	4円33銭
1株当たり当期純損失()	9円37銭	10円78銭

(注) 1 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	432,377	501,362
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	432,377	501,362
普通株式の期中平均株式数(株)	46,135,099	46,492,384
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	<p>2019年9月11日開催の取締役会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 4,800個 (普通株式 480,000株)</p> <p>2022年4月13日及び4月22日開催の取締役会決議による第6回 新株予約権 新株予約権の数 5,400個 (普通株式 540,000株)</p> <p>2022年4月13日及び4月22日開催の取締役会決議による第7回 新株予約権 新株予約権の数 2,690個 (普通株式 269,000株)</p> <p>2025年2月25日開催の取締役会決議による第9回新株予約権 新株予約権の数 9,000個 (普通株式 900,000株)</p>	<p>2019年9月11日開催の取締役会決議による第4回新株予約権 新株予約権の数 4,800個 (普通株式 480,000株)</p> <p>2022年4月13日及び4月22日開催の取締役会決議による第6回 新株予約権 新株予約権の数 5,400個 (普通株式 540,000株)</p> <p>2022年4月13日及び4月22日開催の取締役会決議による第7回 新株予約権 新株予約権の数 2,690個 (普通株式 269,000株)</p> <p>2025年2月25日開催の取締役会決議による第9回新株予約権 新株予約権の数 9,000個 (普通株式 900,000株)</p> <p>2026年1月22日開催の取締役会決議による第10回新株予約権 新株予約権の数 214,285個 (普通株式 21,428,500株)</p> <p>2026年1月22日開催の取締役会決議による第2回新株予約権付 社債 (普通株式 23,225,790株) 詳細については、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結 財務諸表 連結附属明細表の 社債明細表に記載のとおりであります。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社イントランス	第1回普通社債 (注) 1、4	2025年5月8日		260,000	3.0	なし	2026年5月9日
株式会社イントランス	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債 (注) 2、3、4	2026年2月9日		1,309,320		なし	2028年2月8日
合計				1,569,320			

(注) 1. 2026年4月14日に全額期限前償還しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第2回無担保 転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	62
発行価額の総額(千円)	1,297,440
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2026年2月10日 至 2028年2月8日

3. 割引発行した社債

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 券面額 1,440,000千円

4. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
260,000	1,309,320			

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	8,120	1,020	1.4	
1年以内に返済予定のリース債務	924	236	3.4	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,020			
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	236			
合計	10,300	1,256		

(注) 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	514,133	1,073,740
税金等調整前中間(当期)純損失() (千円)	237,849	499,148
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失() (千円)	238,666	501,362
1株当たり中間(当期)純損失() (円)	5.13	10.78

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	392,291	1,375,571
売掛金	1 24,474	1 15,408
契約資産	10,083	1,050
販売用不動産	40,883	123,470
その他の棚卸資産	11	-
前渡金	6,000	3,346
前払費用	10,397	11,220
その他	1 16,289	1 41,954
流動資産合計	500,431	1,572,021
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	0	0
工具、器具及び備品	0	0
リース資産	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	3,600	3,600
その他の関係会社有価証券	109,246	118,267
出資金	30	30
関係会社出資金	0	0
関係会社長期貸付金	140,000	170,000
破産更生債権等	70,000	70,000
長期前払費用	0	0
敷金及び保証金	92,271	129,841
長期預け金	2 222,887	2 222,887
貸倒引当金	162,600	211,854
投資その他の資産合計	475,435	502,772
固定資産合計	475,435	502,772
資産合計	975,866	2,074,794

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	8,120	1,020
1年内償還予定の社債	-	260,000
リース債務	924	236
未払金	1 22,769	1 23,728
未払費用	7,130	7,763
未払法人税等	8,775	7,929
契約負債	2,399	2,376
預り金	62,943	61,515
賞与引当金	7,252	6,333
株主優待引当金	43,505	37,105
関係会社事業損失引当金	-	3,351
その他	7,196	7,196
流動負債合計	171,016	418,556
固定負債		
長期借入金	1,020	-
転換社債型新株予約権付社債	-	1,309,320
リース債務	236	-
デリバティブ債務	76,830	117,973
固定負債合計	78,086	1,427,293
負債合計	249,103	1,845,850
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,444,427	1,444,427
資本剰余金		
資本準備金	1,214,426	1,214,426
資本剰余金合計	1,214,426	1,214,426
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,960,518	2,464,766
利益剰余金合計	1,960,518	2,464,766
自己株式	2,476	2,476
株主資本合計	695,858	191,610
新株予約権	30,904	37,333
純資産合計	726,763	228,943
負債純資産合計	975,866	2,074,794

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高		
不動産事業売上高	1 243,764	1 378,773
ホテル運営事業売上高	10,000	8,661
その他売上高	106	131
売上高合計	253,871	387,567
売上原価		
不動産事業売上原価	1 152,657	1 280,065
ホテル運営事業売上原価	43,333	27,306
その他売上原価	82	-
売上原価合計	196,074	307,372
売上総利益	57,797	80,194
販売費及び一般管理費	1、 2 362,759	1、 2 441,309
営業損失()	304,961	361,115
営業外収益		
受取利息	1 2,085	1 2,949
業務受託料	1 9,300	1 5,250
補助金収入	1,800	-
その他	1,066	437
営業外収益合計	14,251	8,637
営業外費用		
支払利息	1 468	1 86
社債利息	-	18,846
社債発行費	-	12,460
株式交付費	1,980	-
デリバティブ評価損	76,830	41,143
貸倒引当金繰入額	33,900	49,254
関係会社事業損失引当金繰入額	-	3,351
関係会社支援損	32,087	16,022
その他	2,817	9,554
営業外費用合計	148,085	150,718
経常損失()	438,795	503,196
税引前当期純損失()	438,795	503,196
法人税、住民税及び事業税	992	1,051
法人税等合計	992	1,051
当期純損失()	439,788	504,248

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)		当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1. 不動産事業売上原価					
期首棚卸高		43,837		40,883	
当期仕入高				244,823	
期末棚卸高		40,883		123,470	
小計		2,954	1.9	162,237	57.9
経費	1	149,703	98.1	117,828	42.1
合計		152,657	100.0	280,065	100.0
2. ホテル運営事業売上原価					
匿名組合分配損		43,333	100.0	27,306	100.0
3. その他売上原価					
その他売上原価		82	100.0		
合計		196,074		307,372	

(注) 1 経費の主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
外注費	85,618	65,627
業務委託費	59,119	50,856

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金合 計				
当期首残高	1,283,205	1,053,204	1,053,204	1,520,730	1,520,730	2,476	813,203	40,157	853,360
当期変動額									
新株の発行（新株予 約権の行使）	161,222	161,222	161,222				322,444		322,444
当期純損失（ ）				439,788	439,788		439,788		439,788
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								9,252	9,252
当期変動額合計	161,222	161,222	161,222	439,788	439,788	-	117,344	9,252	126,597
当期末残高	1,444,427	1,214,426	1,214,426	1,960,518	1,960,518	2,476	695,858	30,904	726,763

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金合 計				
当期首残高	1,444,427	1,214,426	1,214,426	1,960,518	1,960,518	2,476	695,858	30,904	726,763
当期変動額									
当期純損失（ ）				504,248	504,248		504,248		504,248
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								6,428	6,428
当期変動額合計	-	-	-	504,248	504,248	-	504,248	6,428	497,819
当期末残高	1,444,427	1,214,426	1,214,426	2,464,766	2,464,766	2,476	191,610	37,333	228,943

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。なお、匿名組合出資の会計処理については、匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を「その他の関係会社有価証券」に計上しております。

匿名組合への出資時に「その他の関係会社有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額については、「売上高」又は「売上原価」に計上するとともに、同額を「その他の関係会社有価証券」に加減し、営業者からの出資金の払い戻しについては、「その他の関係会社有価証券」を減額させております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、償却年数は5年です。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

不動産事業

・物件売却収入

自己勘定により不動産を取得し、リノベーション等により資産価値を高めた後、投資用不動産として販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っています。

当該履行義務は物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

・不動産管理収入

不動産管理による管理収入については、プロパティマネジメントを受託している不動産物件において、管理委託者とのプロパティマネジメント業務委託契約書又は建物管理請負契約書に基づき当該物件の管理を行う義務を負っています。

当該履行義務は物件管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

ホテル運営事業

・コンサルティング収入

ホテルのコンサルティングによるコンサルティング収入については、業務委託者との業務委託契約書又はコンサルティング契約書に基づき当該ホテルの業容拡大、収益向上及び円滑な事業推進又は開業を目的として指導助言等を行う義務を負っています。

当該履行義務は各ホテルの運営管理サービスが提供される一定の期間にわたり充足されるものであり、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

繰延資産の処理方法

・社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

・株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

科目名	前事業年度	当事業年度
販売用不動産	40,883	123,470

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)販売用不動産の評価」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「支払手数料」は、重要性が乏しくなったため当事業年度より「その他」に含めております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」に表示していた1,500千円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	155千円	7千円
短期金銭債務	259千円	2,164千円

2 長期預け金は、自社株価予約取引の申込金として差し入れているものであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
長期預け金	222,887千円	222,887千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引の総額	9,453千円	7,361千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	11,099千円	7,259千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	35,400千円	30,990千円
給料手当	77,860千円	71,086千円
支払手数料	87,727千円	128,668千円
広告宣伝費	30,778千円	75,789千円
株主優待引当金繰入額	43,505千円	37,105千円
賞与引当金繰入額	7,252千円	6,333千円
貸倒引当金繰入額	114千円	千円

おおよその割合

販売費	16%	16%
一般管理費	84%	84%

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示しておりませんでした「広告宣伝費」については、金額的重要性が高まったため、当事業年度より主要な費目として表示しております。この表示方法を反映させるため、前事業年度においても主要な費目として表示しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及びその他の関係会社有価証券は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及びその他の関係会社有価証券の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及びその他の関係会社有価証券の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	3,600
その他の関係会社有価証券	109,246
計	112,846

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式及びその他の関係会社有価証券は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及びその他の関係会社有価証券の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及びその他の関係会社有価証券の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	3,600
その他の関係会社有価証券	118,267
計	121,867

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
販売用不動産	9,863千円	千円
税務上の繰越欠損金	904,415千円	984,266千円
関係会社株式評価損	17,462千円	17,462千円
関係会社出資金評価損	26,419千円	26,419千円
関係会社支援損	21,497千円	26,547千円
貸倒引当金	51,287千円	66,776千円
デリバティブ債務	24,217千円	37,185千円
その他	16,632千円	13,775千円
繰延税金資産小計	1,071,795千円	1,172,433千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	904,415千円	984,266千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	167,379千円	188,166千円
評価性引当額小計	1,071,795千円	1,172,433千円
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	千円	千円
繰延税金資産の純額	千円	千円

(表示方法の変更)

前事業年度において独立掲記しておりました繰延税金資産の「未払事業税」、「賞与引当金」、「その他の関係会社有価証券評価損」、「関係会社事業損失引当金」、「匿名組合出資金評価損」及び「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の繰延税金資産に表示しておりました「未払事業税」2,396千円、「賞与引当金」2,220千円、「その他の関係会社有価証券評価損」3,151千円、「匿名組合出資金評価損」1,760千円及び「減損損失」4,138千円は、「その他」16,632千円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物附属設備	0				0	9,158
	工具、器具及び備品	0				0	9,578
	リース資産	0				0	3,739
	計	0				0	22,475
無形固定資産	電話加入権	0				0	
	ソフトウェア	0				0	
	計	0				0	

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	7,252	6,333	7,252	6,333
株主優待引当金	43,505	37,105	43,505	37,105
貸倒引当金	162,600	49,254		211,854
関係会社事業損失引当金		3,351		3,351

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱い場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行います。 (ホームページアドレス https://www.intrance.jp/ir/public.html) ただし、電子公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	株主優待制度 INTRANCE Members 初回入会特典(2026年3月末に権利を有する株主様のみ) デジタルギフト500円 2026年3月27日(基準日)時点で1,000株以上を保有し、2026年6月22日18:00までに入会手続きを完了した会員に付与 シーズン特典 デジタルギフト2,500円 × 年2回 3月末基準日分 基準日に1,000株以上保有している会員に付与 9月末基準日分 基準日に1,000株以上保有している会員に付与 メンバー活動参加特典 デジタルギフト1,000円 毎年6月の定時株主総会で議決権を行使している会員に付与

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第27期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月20日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第28期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2025年4月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2025年4月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2025年6月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2025年7月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)の規定に基づく臨時報告書

2025年7月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2025年10月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2025年12月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2026年2月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2026年4月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2026年4月8日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書(組込方式)及びその添付書類

第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその添付書類であります。

2026年1月22日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6月22日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 田 聡
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、当連結会計年度において4期連続で重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また、重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している。2026年2月9日付で転換社債型新株予約権付社債や新株予約権の発行による現預金の払込みがあり、当連結会計年度末で保有する現金及び預金は1,504百万円となっているが、これら転換社債型新株予約権付社債の株式転換や新株予約権の権利行使がされていない。こうした状況から、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。</p> <p>経営者は、当該状況を解消するための対応策として、a. 事業の収益構造の改善、b. 費用構造の改善、c. 資金調達に取り組むこととしている。</p> <p>経営者は、対応策を反映した事業計画から、将来の不確実性の影響を考慮した資金計画に基づき、当連結会計年度末日の翌日から1年間の資金繰りに重要な懸念はないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を検討するためには、上記の資金計画及び基礎となる事業計画の検討が必要になるが、資金計画の作成には経営者の主観的な判断や不確実性を伴うことから、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度における事業計画及び資金計画と実績値を比較し、経営者の見積りの信頼性の程度や不確実性の程度を評価した。 ・ 事業計画の基礎となる対応策の内容について、経営者に質問するとともに、当該対応策の実施状況や進捗状況を示す資料等を閲覧した。 ・ 事業計画の基礎となる既存事業が、過去実績や事業環境に照らし、合理的に作成された事業計画になっていることを確認した。 ・ 収益構造の改善策について内容及び不確実性の程度を理解し、不確実性が反映された事業計画になっていることを確認した。 ・ 経営者による資金計画の作成過程を理解し、基礎となる事業計画との整合性を確認した上で、経営者が評価した不確実性が反映された資金計画になっていることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イントランスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社イントランスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して

いる。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社イントランス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 田 聡
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントランスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。